

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 こ 保 運 第 1 号 (副市長決裁)

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 こ 保 運 第 280 号 (局長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定教育・保育施設（以下「施設」という。）及び第 43 条第 1 項に基づき横浜市長が確認した特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）に対して教育・保育施設向上支援費及び地域型保育向上支援費（以下「向上支援費」という。）を支給する場合について必要な事項等を定めるものとする。

(請求方法等)

第 2 条 向上支援費の請求方法等に関しては横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱（以下「給付費要綱」という。）第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 5 条を準用するものとする。

2 施設及び事業者が向上支援費の支給を受けようとするときは、当月 1 日における施設及び事業者の保育・教育の実施状況を各施設及び事業者用の「向上支援費加算状況等届出書」（第 1 号様式の 1 から第 1 号様式の 7 まで）（以下「届出書」という。）により毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

3 施設及び事業者（家庭的保育事業者を除く）が職員配置加算、保育者業務支援事業費助成、食育推進助成、医療的ケア対応看護師雇用費、看護職雇用加算、外国人児童保育事業助成、ローテーション保育士（保育教諭）雇用費、保育補助者雇用経費、保育士育成促進費、保育士等雇用対策費、補助員雇用費、安全な保育を実施するための職員雇用費及び家庭的保育者 1 名分加配加算のうち、それぞれの施設・事業種別に応じて適用される加算項目の支給を受けようとするときは届出書の提出に併せて、各施設及び事業者用の「雇用状況表」（第 2 号様式の 1 から第 2 号様式の 9 まで）を毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び保育士等の職員に変更があった際は、保育士証や幼稚園教諭免許状、子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出するものとする。

また、施設が外国人児童保育事業助成の支給を受けようとするときは、併せて横浜市外国人児童及びアレルギー児童取扱要領に規定する区福祉保健センター長あてに提出済みの外国人児童報告書の写しを、医療的ケア対応看護師雇用費の支給を受けようとするときは、併せて横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する医療的ケア対象児童認定（変更）決定通知書の写しを横浜市長に提出するものとする。

4 家庭的保育事業者が食育推進助成、保育士等雇用対策費及び補助員雇用費の支給を受けようとするときは「雇用状況表」（第 2 号様式の 4）及び「家庭的保育補助者（補助員）雇用実績報告書」（第 6 号様式）を請求書の提出に合わせて横浜市長に提出するものとする。なお、最初の請求時及び家庭的保育補助者等の職員に変更があった際は、保育士証や子育て支援員研修修了証等の資格を証明できる書類の写しを併せて横浜市長に提出す

るものとする。

- 5 施設が連携施設受諾促進加算の支給を受けようとするときは、年度初めの届出書の提出に併せて、各施設用の「連携実施（変更）届出書」（第3号様式の1から第3号様式の3まで）を横浜市長に提出するものとする。なお、年度初めの請求時及び支給条件に変更がある場合には、地域型保育事業者と締結した連携に関する覚書等の写しを横浜市長に提出するものとする。
- 6 施設及び事業者がアレルギー児童対応費の支給を受けようとするときは、年度当初分については、前年度の3月末日までに、毎月1日時点の児童の人数に変更があった場合は、変更があった月の15日までに横浜市外国人児童及びアレルギー児童取扱要領に規定するアレルギー児童数報告書に保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の写しを添えて施設及び事業者所在区の福祉保健センター長に提出するものとする。なお、年度初めの提出時には、アレルギー対応マニュアルの写しを福祉保健センター長に提出するものとする（独自のアレルギーマニュアルを作成している場合のみ）。

また、届出書の提出に併せて、区福祉保健センター長あてに提出済みのアレルギー児童数報告書の写しを横浜市長に提出するものとする。
- 7 施設及び事業者が産休等代替職員雇用費の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、「産休等代替職員雇用費実績報告書」（第4号様式）に産休等の事実を証する書類、産休等職員の雇用契約書等の写し及び産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの等の必要書類を添付して横浜市長に提出するものとする。なお、年度を越えて産休等を取得する場合は、次年度分の産休等代替職員雇用費実績報告書を再度作成し、次年度分の届出書の提出に併せて横浜市長に提出するものとする。
- 8 施設及び事業者が障害児等受入加算又は被虐待児童対応費の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に規定する障害児保育教育対象児童等加配区分認定（変更）通知書の写し、医療的ケア対象児童認定（変更）通知書の写し又は被虐待児保育教育対象児童認定（変更）決定通知書の写しを横浜市長に提出するものとする。
- 9 施設及び事業者が第三者評価受審費助成の支給を受けようとするときは、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関で受審をするものとし、受審終了後は、「第三者評価受審加算（申請・報告）書」（第5号様式）及び受審料を支払ったことを証する書類を3月分の届出書に添付して横浜市長に提出するものとする。

なお、受審を受けようとする年度及びその前4年度において、受審費の助成を受けている施設及び事業者は、助成の対象外とする。
- 10 事業者が交通費負担軽減助成の支給を受けようとするときは、請求書の提出に併せて、「交通費負担軽減助成実績報告書」（第7号様式）を横浜市長に提出するものとする。
- 11 事業者が家庭的保育者拡充促進費の支給を受けようとするときは、請求書の提出に併せて、基礎研修修了証の写し、認定研修修了証の写し及び研修受講時間数の合計が分かる書類を横浜市長に提出するものとする。
- 12 施設及び事業者が職員配置加算（休日）、食育推進助成（休日）の支給を受けようとするときは、届出書の提出に併せて、給付費要綱第4条第12項に規定する手続きを行うものとする。
- 13 施設及び事業者が障害児等受入加算（休日）の支給を受けようとするときは、給付費

要綱第4条第12項に規定する手続きを行うものとする。

また、届出書の提出に併せて、横浜市休日保育実施要領（以下「休日保育実施要領」という。）に規定する「休日保育利用児童報告書」を横浜市長に提出するものとする。

- 14 施設及び事業者が職員配置加算の処遇改善等加算Ⅰ分及び職員処遇改善費の支給を受けようとするときは、横浜市処遇改善等加算取扱要領（以下「処遇改善取扱要領」という。）に規定する手続きを行うものとする。

（状況調査等）

第3条 施設及び事業者は向上支援費の経理については、支給内容に従って、施設及び事業者の運営に係る人件費、事業費、管理費に必要な一切の経費に充てるものとする。

- 2 横浜市長は、施設及び事業者に対し、助成金の執行状況について帳簿書類その他必要な物件を調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 横浜市長は、施設及び事業者が事実と異なる内容で請求等を行った場合、前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合又はこの要綱に反した経費に使用した場合に、是正させ、向上支援費の全部又は一部の返還を命じるとともに支給を停止することができる。

第2章 幼稚園

（支給額）

第4条 横浜市長は、幼稚園に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

（1）連携施設受諾促進加算

地域型保育事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

（2）保育者業務支援事業費助成

幼稚園教諭等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（3）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

(4) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(5) 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前）から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(6) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童、医療的ケア対象児童を受入れるために必要な幼稚園教諭等を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発第0823第1号）により国が定めるところによるものとする。

(7) 医療的ケア対応看護師雇用費

月120時間以上勤務の看護職を雇用しており、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケアが必要な児童を看護するためにさらに月40時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、医療的ケア対応看護師として勤務を開始した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職又は医療的ケア対象児童の退所等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(8) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を受入れるために必要な幼稚園教諭等を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(9) 看護職雇用加算

月75時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。別表で定める看護職雇用経費については、職種にかかわらず、1施設あたり1人までの支給とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(10) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童およびこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、幼稚園教諭等を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて幼稚園教諭等を雇用していること。

(11) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の幼稚園教諭数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第3章 保育所

（支給額）

第5条 横浜市長は、保育所に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 職員配置加算

次の保育士配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

児童の年齢	児童数	保育士数
0歳児	3人	1人
1歳児	4人	1人
2歳児	5人	1人
3歳児	15人	1人
4歳以上児	24人	1人

(2) 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

(3) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(4) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

(5) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌

月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から変更を適用するものとする。

(6) 産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給(年次有給休暇を除く)で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前の日(多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前の日)から産後8週間を経過するまでの期間(出産日は産前に含む)で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(7) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 医療的ケア対応看護師雇用費

月120時間以上勤務の看護職を雇用しており、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケアが必要な児童を看護するためにさらに月40時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、医療的ケア対応看護師として勤務を開始した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、支給できるものとし、退職又は医療的ケア対象児童の退所等の事由が生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する前月)までの支給とする。

(9) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定す

ることとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(10) 看護職雇用加算

月75時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。別表で定める看護職雇用経費については、職種にかかわらず、1施設あたり1人までの支給とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(11) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童およびこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育士を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育士を雇用していること。

(12) ローテーション保育士雇用費

代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて、1名以上保育士を雇用している場合に、2・3号の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部を補填する経費で別表に定める額を支給するものとする。

(13) 保育補助者雇用経費

月150時間以上勤務の保育士資格を有しない保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。

(14) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(15) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育士を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(16) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調

理業務委託の場合も含む)の経費で、別表に定める額とする。

(17) 障害児等受入加算 (休日)

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

(18) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として120時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む2年度間限定で支給するものとする。

(19) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育士(保健師、看護師及び准看護師を含む)数等により対象人数を算出するものとする。支給額(月額)は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第4章 認定こども園

(支給額)

第6条 横浜市長は、認定こども園に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 職員配置加算

次の保育教諭配置を確保するための経費で別表に定める額とする。

なお、利用児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は、第4条第6号に定めるところによるものとする。

【2・3号】

児童の年齢	児童数	保育教諭数
0歳児	3人	1人
1歳児	4人	1人
2歳児	5人	1人
3歳児	15人	1人
4歳以上児	24人	1人

(2) 連携施設受諾促進加算

地域型保育事業者との連携を受諾し、保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等の一部を補填する経費で別表に定める額とする。

(3) 保育者業務支援事業費助成

保育教諭等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

（４）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

また、栄養士を雇用している場合には、別表に定める栄養士格付経費を支給するものとする。月途中で雇用等の事由が生じた場合については、翌月からの支給とし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する前月）までの支給とする。

（５）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（６）産休等代替職員雇用費

施設で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の 1 日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の 8 週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(7) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(8) 医療的ケア対応看護師雇用費

月120時間以上勤務の看護職を雇用しており、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、医療的ケアが必要な児童を看護するためにさらに月40時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、医療的ケア対応看護師として勤務を開始した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職又は医療的ケア対象児童の退所等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(9) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育教諭を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(10) 看護職雇用加算

月75時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。別表で定める看護職雇用経費については、職種にかかわらず、1施設あたり1人までの支給とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(11) 外国人児童保育事業助成

外国人児童（日本の国籍を有しない保護者を持つ児童およびこれに類するものと区長が認めた児童）の処遇向上のために、保育教諭を雇用する経費。各月初日において、利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である場合に、別表に定める額を支給するものとする。

ただし、40%以上の単価の助成を受ける場合は、基準配置数を超えて保育教諭を雇用していること。

(12) ローテーション保育教諭雇用費

代休代替等のためにローテーション保育教諭を確保するための経費で、市の配置基準の必要保育教諭及び他の加算保育教諭に加えて、1名以上保育教諭を雇用している場合に、2・3号の利用定員に応じた上限の人数分までの雇用費の一部を補填する経費で別表に定める額を支給するものとする。

(13) 保育補助者雇用経費

月150時間以上勤務の保育士資格を有しない保育補助者を雇用するための経費で、別表に定める額及び上限人数までの支給とする。

(14) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(15) 職員配置加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な保育教諭を確保するための経費で、別表に定める額とする。

(16) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額とする。

(17) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童、医療的ケア対象児童を保育するために必要な保育教諭を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

(18) 保育士育成促進費

保育士資格を有しない保育補助者に対し、保育士資格取得を促し、資格取得後も保育士として120時間以上雇用する場合の経費で、別表に定める額を保育士証の発行年度を含む2年度間限定で支給するものとする。

(19) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育教諭（保健師、看護師及び准看護師を含む）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月

額) は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

第 5 章 家庭的保育事業

(支給額)

第 7 条 横浜市長は、家庭的保育事業者に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合(調理業務委託の場合も含む)の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組(保育支援者の雇用等)や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成(本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可)し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から変更を適用するものとする。

(4) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な児童福祉法施行規則第 36 条 38 第 1 項第 3 号に規定する家庭的保育補助者(以下「家庭的保育補助者」という。)を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

(5) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(6) 保育士等雇用対策費

令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育補助者を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日（年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価（保育短時間認定）を乗じた額の2分の1とする。

(7) 補助員雇用費

家庭的保育補助者を雇用するための経費で、実際に雇用した時間数と上限時間数を比較して、少ない額を支給する。支給額は別表に定める額を上限として、公定価格における家庭的保育補助者加算を受ける事業者に対してその支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を支給するものとする。

また、家庭的保育補助者として雇用予定の者に横浜市長が実施する子育て支援員研修（見学実習分を除く）等を受講させるための雇用費の一部及び家庭的保育者が現任研修に参加する際の代替保育を実施するための雇用費の一部を補てんする経費で別表に定める額を支給するものとする。

(8) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第6章 小規模保育事業A型・B型

(支給額)

第8条 横浜市長は、小規模保育事業者（A型・B型）に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるた

めの経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中で利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（４）産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く）で２週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の 1 日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の 8 週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前の日）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

（５）障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（６）被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第 4 条第 6 号に定めるところによるものとする。

（７）看護職雇用加算

月 75 時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。別表で定める看護職雇用経費については、職種にかかわらず、1 施設あたり 1 人までの支給とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(8) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(9) 保育士等雇用対策費

令和 6 年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第 1 四半期各月初日（年度途中開所施設においては、開所月を含む 3 か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における 1、2 歳児の基本分単価（保育短時間認定）を乗じた額の 2 分の 1 とする。

(10) 安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、配置基準を超えて保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(11) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額とする。

(12) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

(13) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数 7 年 0 か月以上の保育士（保健師、看護師及び准看護師を含む）数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）

は対象人数に 50,000 円を乗じた額とする。

第 7 章 小規模保育事業 C 型

(支給額)

第 9 条 横浜市長は、小規模保育事業者（C 型）に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(3) アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中での利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

(4) 産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く）で 2 週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第 11 条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の 1 日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の 8 週間前の日（多胎児妊娠の場合にあたっては 14 週間前の日）から産後 8 週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため 2 週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して 90 日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(5) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な職員を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(8) 保育士等雇用対策費

令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育者等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日（年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価（保育短時間認定）を乗じた額の2分の1とする。

(9) 補助員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(10) 家庭的保育者1名分加配加算

児童の処遇向上のため、家庭的保育者を3名雇用して保育を実施するための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(11) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づ

き、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第8章 事業所内保育事業

（支給額）

第10条 横浜市長は、事業所内保育事業者に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

（1）食育推進助成

食事を通して創意工夫による食育を推進するとともに、子どもの発達や栄養状況などの健康面に配慮した安全で安心な食事の提供をするため、自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（2）保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

（3）アレルギー児童対応費

食物アレルギー等の児童を安全に保育するために職員を雇用する等、体制を整えるための経費で、保育所における食物アレルギー対応マニュアルに定める利用定員に対するアレルギー対応のための「生活管理指導表」が提出されている児童の割合に応じて支給するものとする。ただし、アレルギー対応マニュアルを作成（本市作成の「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」でも可）し、マニュアルに沿った対応をしている場合のみ、別表に定める額を支給するものとする。

なお、月の途中での利用の開始や終了、「生活管理指導表」の提出があり、利用定員に対するアレルギー児童の割合に変更があった場合には、変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から変更を適用するものとする。

（4）産休等代替職員雇用費

事業者で定める常勤職員が出産や疾病等のため有給（年次有給休暇を除く）で2週間以上の療養が必要となり休業する場合、その職員の職務を他の職員に行わせる場合及び休業事由の発生後に新たに臨時職員を雇用する場合の経費で、療養が必要な休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより労働基準法第11条に規定する賃金の全額を支給している場合に別表に定める額に常勤職員の1日あたりの雇用時間と休業日数を乗じた額を支給するものとする。

なお、期間については職員が出産することとなる場合は、その職員の出産予定日の8週間前（多胎児妊娠の場合にあたっては14週間前）の日から産後8週間を経過するまでの期間（出産日は産前に含む）で実際に産前休暇及び産後休暇を取得した期間とし、職員が傷病のため2週間以上の継続する療養を必要とする場合は、その職員が休暇を開始した日から起算して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間とする。

(5) 障害児等受入加算

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(6) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(7) 看護職雇用加算

月75時間以上勤務の看護職を雇用するための経費で、別表に定める額とする。別表で定める看護職雇用経費については、職種にかかわらず、1施設あたり1人までの支給とする。

なお、支給の始期は、当該年度において、雇用等の事由の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、支給できるものとし、退職等の事由が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する前月）までの支給とする。

(8) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結した第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(9) 保育士等雇用対策費（地域枠の利用定員のみ）

令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士等を継続して確保するための経費を支給する。ただし、第1四半期各月初日（年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日）に、利用児童数が利用定員数を下回った場合（年齢別の利用定員ではなく、全体の利用定員で判断するものとする）に支給するものとする。支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価（保育短時間認定）を乗じた額の2分の1とする。

(10) 安全な保育を実施するための職員雇用費

開所時間の始期や終期の前後の時間帯など、利用児童数が少ない時間帯に複数体制での安全な保育を実施するため、配置基準を超えて保育士を雇用するための経費で別表に定める額とする。

(11) 食育推進助成（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、必要な自園調理を行う場合（調理業務委託の場合も含む）の経費で、別表に定める額とする。

(12) 障害児等受入加算（休日）

休日保育実施要領に基づく保育を実施するにあたり、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、障害児や特別支援児童を保育するために必要な保育士を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

(13) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育士(保健師、看護師及び准看護師を含む)数等により対象人数を算出するものとする。支給額（月額）は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第9章 居宅訪問型保育事業

（支給額）

第11条 横浜市長は、居宅訪問型保育事業者に対して、向上支援費を次の各号に定めるところにより支給するものとする。

(1) 保育者業務支援事業費助成

保育士等の業務負担軽減につながる取組（保育支援者の雇用等）や保育・教育の充実のための経費で、別表に定める額を支給するものとする。

(2) 被虐待児童対応費

横浜市障害児等の保育・教育実施要綱に基づき認定された、虐待が疑われ、加配が必要な児童を保育するために必要な家庭的保育者を雇用するための経費で、別表に定める額とする。

適用は、認定された日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からとする。

なお、当該児童が月の途中で利用開始又は利用終了した場合は、日割りにより算定することとする。算定の方法は第4条第6号に定めるところによるものとする。

(3) 第三者評価受審費助成

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める評価基準を用いて実施する第三者評価について、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関と締結し

た第三者評価契約に係わる受審料に適用し、支給額は別表に定める額を上限として、実際に要した額と公定価格における支給額との差額とする。

(4) 交通費負担軽減助成

保育者交通費の保護者負担軽減のための経費で、別表に定める助成対象上限額と保育者の月額交通費の実績を比較して少ない額と保護者負担額との差額を支給する。

(5) 家庭的保育者拡充促進費

家庭的保育者として雇用予定の者に横浜市長が実施する基礎研修及び認定研修を受講させるための雇用費の一部を補てんする経費で別表に定める額を支給するものとする。

(6) 職員処遇改善費

経験年数に応じた職員の昇給を確保するための経費とする。処遇改善取扱要領に基づき、処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数及び経験年数7年0か月以上の保育士数等により対象人数を算出するものとする。支給額(月額)は対象人数に50,000円を乗じた額とする。

第10章 雑則

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか向上支援費の請求、支払、その他支給に必要な事項は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則に定めるところによるものとする。

2 この要綱の規定により施設及び事業者が負う債務は、横浜市が負う債務と相殺することができるものとする。

3 市外に居住している利用児童分の本要綱に基づく向上支援費については、施設及び事業者が当該利用児童を所管する地方公共団体に請求するものとする。また、市外の施設及び事業者において保育・教育を実施した市内に居住する児童に係る向上支援費等については、市外の施設及び事業者の請求に基づき支給するものとする。なお、支給内容について疑義が生じた場合、相手方と協議を行うものとする。

4 第3条第1項に規定する向上支援費の経理については、別に定めるものとする。

(委託)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て支援新制度における公定価格の処遇改善等加算の制度に併せて、職員処遇改善費の加算率を変更したことで職員処遇改善費が大幅に減少する保育所及び認定こども園に対する激変緩和措置については、こども青少年局長が別途定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 27 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 28 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 29 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による平成 30 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、別に定める保育所において、平成 31 年度に限り、第 5 条第 1 号に規定する保育士の数の算定については、保育士配置基準上、国基準と横浜市基準との差がある時間帯に限り、横浜市基準で上乘せしている保育士数について、幼稚園教諭免許保持者、保健師免許保持者、看護師免許保持者、准看護師免許保持者を保育士とみなすことができる。この場合において、保育所は「雇用状況表（保育士配置基準特例措置届出用）」（第 2 号様式の 10）を届出書の提出に併せて、毎月 15 日までに横浜市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のこの要綱の規定による令和 2 年度の予算に係る助成金については改正後もなおその効力を有する。

(別表)

横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱に基づく助成

費 目	適用単価			
職員配置加算	【保育所、認定こども園（2・3号）】			
	児童1人あたりの単価【月額】（定員等に関わらず一律同額）			
	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="447 379 653 430">年齢</th><th data-bbox="653 379 905 430">配置加算基礎分</th><th data-bbox="905 379 1224 430">処遇改善等加算Ⅰ分※</th></tr></thead></table>	年齢	配置加算基礎分	処遇改善等加算Ⅰ分※
	年齢	配置加算基礎分	処遇改善等加算Ⅰ分※	
	<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="447 430 653 480">1歳児</td><td data-bbox="653 430 905 480">37,800円</td><td data-bbox="905 430 1224 480">370円</td></tr></tbody></table>	1歳児	37,800円	370円
1歳児	37,800円	370円		
<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="447 480 653 531">2歳児</td><td data-bbox="653 480 905 531">15,100円</td><td data-bbox="905 480 1224 531">150円</td></tr></tbody></table>	2歳児	15,100円	150円	
2歳児	15,100円	150円		
<table border="1"><tbody><tr><td data-bbox="447 531 653 581">4・5歳児</td><td data-bbox="653 531 905 581">3,780円</td><td data-bbox="905 531 1224 581">30円</td></tr></tbody></table>	4・5歳児	3,780円	30円	
4・5歳児	3,780円	30円		
※加算額は、単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率（％）×100を乗じて得た額とします。				

連携施設受諾
促進加算

【幼稚園】

助成額【月額】

- ①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 85,000円
- ②支給条件ア、イ両方に該当する場合 57,400円

支給条件
ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）（就労要件のある横浜市型の預かり保育）を実施している。
イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。
ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する

【保育所】

助成額【月額】

- ①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 229,500円
- ②支給条件ア、イ両方に該当する場合 114,750円

支給条件
ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上該当する） <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している
イ 一時保育事業又は地域子育て支援を実施している
ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

【認定こども園】

助成額【月額】

- ①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 229,500円
- ②支給条件ア、イ両方に該当する場合 85,000円
- ③支給条件アのみに該当する場合 57,400円

支給条件
ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している
イ 保育内容の支援を行っている（以下のうち3項目以上該当する） <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している
ウ 3号認定の保育を実施している

保育者業務支援
事業費助成

【保育所】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
100,000円	150,000円	200,000円	250,000円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員301人以上
300,000円	350,000円	400,000円	450,000円

※定員は利用定員による

【認定こども園】

1号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
25,000円	37,500円	50,000円	75,000円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
100,000円	125,000円	150,000円	175,000円
定員300人以下	定員301人以上		
200,000円	225,000円		

2・3号

助成額【月額】			
定員25人以下	定員45人以下	定員60人以下	定員90人以下
50,000円	75,000円	100,000円	150,000円
定員120人以下	定員150人以下	定員180人以下	定員240人以下
200,000円	250,000円	300,000円	350,000円
定員300人以下	定員301人以上		
400,000円	450,000円		

※定員は1号と2・3号それぞれの利用定員による

【幼稚園】

助成額【月額】			
定員60人以下	定員90人以下	定員120人以下	定員150人以下
50,000円	75,000円	100,000円	125,000円
定員180人以下	定員240人以下	定員300人以下	定員350人以下
150,000円	175,000円	200,000円	225,000円
定員400人以下	定員401人以下		
250,000円	275,000円		

※定員は利用定員による

【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業】

助成額【月額】
50,000円

食育推進助成	①自園調理を実施している場合（調理業務委託の場合も含む）		
	【保育所、認定こども園（2・3号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】		
	利用定員	助成額【月額】	
	40人まで	91,500円	
	41～90人まで	183,000円	
	91～150人まで	228,750円	
	151人以上	183,000円	
	【幼稚園、認定こども園（1号）】		
	利用定員	助成額※ 【週1日当たり実施の場合】	
	40人まで	15,250円	
41～90人まで	30,500円		
91～150人まで	38,120円		
151人以上	45,750円		
※週当たりの自園調理実施日数をかけた額を助成します。（調理業務委託の場合も含む）			
②利用定員が41人以上で、1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の栄養士雇用している場合			
【幼稚園、保育所、認定こども園】			
雇用対象者1人あたり 35,200円【月額】			
ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。			
利用定員	助成対象人数上限		
41～150人まで	1人		
151人以上	2人		
アレルギー児童 対応費	【幼稚園、保育所、認定こども園】		
	助成額【月額】		
	利用定員に対する対象児童の割合	定員150人以下	定員151人以上
	1～9%	26,000円	52,000円
	10～14%	52,000円	78,000円
	15～19%	78,000円	104,000円
	20%以上	104,000円	130,000円
	※小数点以下切り上げ		
	【家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】		
	利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】	
1%以上	26,000円		
※小数点以下切り上げ			

産休等代替職員 雇用費	【幼稚園】		
	資格種別	時給単価	
	幼稚園教諭	1, 224円	
	看護職・栄養士・調理師	1, 156円	
	無資格者（上記以外）	1, 056円	
	【保育所、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】		
	資格種別	時給単価	
	保育士	1, 224円	
	看護職・栄養士・調理師	1, 156円	
	無資格者（上記以外）	1, 056円	
	【認定こども園】		
	資格種別	時給単価	
	幼稚園教諭・保育士	1, 224円	
	看護職・栄養士・調理師	1, 156円	
	無資格者（上記以外）	1, 056円	
	【小規模保育事業（C型）】		
資格種別	時給単価		
家庭的保育者	1, 224円		
看護職・栄養士・調理師	1, 156円		
無資格者（上記以外）	1, 056円		
障害児等受入加算	【保育所、認定こども園（2号・3号）、小規模保育事業、事業所内保育事業】		
	標準時間 (11時間) 認定児童	対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり 月額315,600円
		対象児童：保育士 2：1	対象児童1人あたり 月額248,300円
		対象児童：保育士 3：1	対象児童1人あたり 月額161,200円
		特別支援児童	対象児童1人あたり 月額 95,700円
	短時間 (8時間) 認定児童	対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり 月額229,500円
		対象児童：保育士 2：1	対象児童1人あたり 月額180,600円
		対象児童：保育士 3：1	対象児童1人あたり 月額117,200円
		特別支援児童	対象児童1人あたり 月額 69,600円
	(備考) 小規模保育事業及び事業所内保育事業については、助成月額と公定価格における障害児保育加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成する。 上記の金額がマイナスになる場合は助成対象外とする。		
	【幼稚園、認定こども園（1号）】		
	教育標準時間 認定児童	対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり 月額143,500円
		対象児童：保育士 2：1	対象児童1人あたり 月額112,900円
		対象児童：保育士 3：1	対象児童1人あたり 月額 73,300円
		特別支援児童	対象児童1人あたり 月額 43,500円
	【家庭的保育事業】		
対象児童1人あたり 公定価格の障害児保育加算（処遇改善等加算を除く）と同額（月額）			
※ 月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。			
【保育所、認定こども園（2号・3号）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業】 1人あたり単価×日割日数÷25日（10円未満切捨） 25日を超える場合は25日			
【幼稚園、認定こども園（1号）】 1人あたり単価×日割日数÷20日（10円未満切捨） 20日を超える場合は20日			

<p>医療的ケア対応 看護師雇用費</p>	<p>【保育所、認定こども園（2号・3号）】</p> <table border="1" data-bbox="447 160 970 210"> <tr> <td>1施設あたり</td> <td>月額89,500円</td> </tr> </table> <p>【幼稚園、認定こども園（1号）、】</p> <table border="1" data-bbox="447 270 970 320"> <tr> <td>1施設あたり</td> <td>月額56,000円</td> </tr> </table> <p>※福祉保健センター長が必要と認めた場合に対象とする。 ※医療的ケア対応看護師は1か月あたり40時間以上の勤務を契約している職員とする。</p>	1施設あたり	月額89,500円	1施設あたり	月額56,000円																														
1施設あたり	月額89,500円																																		
1施設あたり	月額56,000円																																		
<p>被虐待児童対応費</p>	<p>【保育所、認定こども園（2号・3号）、小規模保育事業、事業所内保育事業、 居宅訪問型保育事業】</p> <table border="1" data-bbox="447 546 1432 626"> <tr> <td>対象児童：保育士 1：1</td> <td>対象児童1人あたり</td> <td>月額229,500円</td> </tr> </table> <p>【幼稚園、認定こども園（1号）】</p> <table border="1" data-bbox="447 685 1432 765"> <tr> <td>対象児童：保育士 1：1</td> <td>対象児童1人あたり</td> <td>月額143,500円</td> </tr> </table> <p>※ 入所時に福祉保健センター長が加配を必要と認めた児童について、当該児童が入所する期間とする。 ※ 月途中入退所者の場合には、次の式により算出した金額とする。</p> <p>【保育所、認定こども園（2号・3号）、小規模保育事業、事業所内保育事業、 居宅訪問型保育事業】</p> <p>1人あたり単価×日割日数÷25日（10円未満切捨） 25日を超える場合は25日</p> <p>【幼稚園、認定こども園（1号）】</p> <p>1人あたり単価×日割日数÷20日（10円未満切捨） 20日を超える場合は20日</p>	対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり	月額229,500円	対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり	月額143,500円																												
対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり	月額229,500円																																	
対象児童：保育士 1：1	対象児童1人あたり	月額143,500円																																	
<p>看護職雇用加算</p> <p>※職種にかかわらず、 1施設あたり1人までとする。</p>	<p>【保育所、認定こども園、小規模保育事業（A型・B型）、 事業所内保育事業】</p> <table border="1" data-bbox="447 1243 1432 1353"> <tr> <td rowspan="2">看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)</td> <td>常勤</td> <td>1施設あたり</td> <td>月額89,600円</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>1施設あたり</td> <td>月額57,600円</td> </tr> </table> <p>【幼稚園】</p> <table border="1" data-bbox="447 1412 1432 1522"> <tr> <td rowspan="2">看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)</td> <td>常勤</td> <td>1施設あたり</td> <td>月額56,000円</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>1施設あたり</td> <td>月額36,000円</td> </tr> </table> <p>注1 常勤は1人で月120時間以上の勤務を契約している職員とする。 非常勤は月75時間以上の勤務を契約している職員とする。（派遣職員・委託職員も対象）</p>	看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)	常勤	1施設あたり	月額89,600円	非常勤	1施設あたり	月額57,600円	看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)	常勤	1施設あたり	月額56,000円	非常勤	1施設あたり	月額36,000円																				
看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)	常勤		1施設あたり	月額89,600円																															
	非常勤	1施設あたり	月額57,600円																																
看護職格付け経費 (看護師・保健師・ 助産師・准看護師)	常勤	1施設あたり	月額56,000円																																
	非常勤	1施設あたり	月額36,000円																																
<p>外国人児童保育 事業助成</p>	<p>【幼稚園、保育所、認定こども園】</p> <table border="1" data-bbox="447 1650 1159 1804"> <thead> <tr> <th>利用定員に対する対象児童の割合</th> <th>助成額【月額】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上40%未満</td> <td>229,500円</td> </tr> <tr> <td>40%以上</td> <td>459,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】	20%以上40%未満	229,500円	40%以上	459,000円																												
利用定員に対する対象児童の割合	助成額【月額】																																		
20%以上40%未満	229,500円																																		
40%以上	459,000円																																		
<p>ローテーション 保育士（保育教諭）雇用費</p>	<p>・ローテーション保育士（保育教諭）数に応じた助成</p> <p>【保育所・認定こども園】</p> <table border="1" data-bbox="447 1961 1398 2338"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="4">助成額【月額】</th> </tr> <tr> <th>定員30人以下</th> <th>定員60人以下</th> <th>定員90人以下</th> <th>定員91人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>244,800円</td> <td>244,800円</td> <td>244,800円</td> <td>244,800円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>489,600円</td> <td>489,600円</td> <td>489,600円</td> <td>489,600円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>719,100円</td> <td>719,100円</td> <td>719,100円</td> <td>719,100円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>948,600円</td> <td>948,600円</td> <td>948,600円</td> <td>948,600円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>1,178,100円</td> <td>1,178,100円</td> <td>1,178,100円</td> <td>1,178,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定員は2・3号の利用定員による</p>	人数	助成額【月額】				定員30人以下	定員60人以下	定員90人以下	定員91人以上	1人	244,800円	244,800円	244,800円	244,800円	2人	489,600円	489,600円	489,600円	489,600円	3人	719,100円	719,100円	719,100円	719,100円	4人	948,600円	948,600円	948,600円	948,600円	5人	1,178,100円	1,178,100円	1,178,100円	1,178,100円
人数	助成額【月額】																																		
	定員30人以下	定員60人以下	定員90人以下	定員91人以上																															
1人	244,800円	244,800円	244,800円	244,800円																															
2人	489,600円	489,600円	489,600円	489,600円																															
3人	719,100円	719,100円	719,100円	719,100円																															
4人	948,600円	948,600円	948,600円	948,600円																															
5人	1,178,100円	1,178,100円	1,178,100円	1,178,100円																															
<p>保育補助者雇用 経費</p>	<p>【保育所、認定こども園（幼保連携型）】</p> <p>雇用対象者1人あたり 188,000円【月額】</p> <p>ただし、助成対象人数の上限は以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="447 2570 1159 2724"> <thead> <tr> <th>利用定員（1～3号）</th> <th>助成対象人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人以下</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※契約している所定労働時間の合計が月150時間以上につき1人とみなす。</p>	利用定員（1～3号）	助成対象人数上限	100人以下	1人	101人以上	2人																												
利用定員（1～3号）	助成対象人数上限																																		
100人以下	1人																																		
101人以上	2人																																		

保育士育成促進費	<p>【保育所、認定こども園（幼保連携型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給条件 以下の要件をすべて満たす場合に助成対象として対象者の勤務時間数に応じた金額を助成。 ア 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している イ 上記アの対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している ウ ローテーション保育士（保育教諭）雇用費の上限人数を超えて、保育士（保育教諭）が配置されている <p>・対象期間 保育士証の登録日の翌月を含む2年度間。 （ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間とする）</p> <p>※登録日の翌月が平成29年度の場合は、平成30年度の1年度間が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 <table border="1" data-bbox="447 759 1327 923"> <thead> <tr> <th></th> <th>勤務時間</th> <th>助成額【月額】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区分</td> <td>月160時間以上</td> <td>1施設あたり 244,800円</td> </tr> <tr> <td>B区分</td> <td>月120時間以上</td> <td>1施設あたり 183,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対象者が複数いる場合には契約している所定労働時間の合計が月160時間又は月120時間となっていれば請求可。</p>		勤務時間	助成額【月額】	A区分	月160時間以上	1施設あたり 244,800円	B区分	月120時間以上	1施設あたり 183,600円
	勤務時間	助成額【月額】								
A区分	月160時間以上	1施設あたり 244,800円								
B区分	月120時間以上	1施設あたり 183,600円								
第三者評価受審費助成	<p>【保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業】</p> <p>1施設 600,000円を限度として、実際に要した金額と公定価格における第三者評価受審加算の支給額との差額を助成</p> <p>※5年に1度を限度とし、受審年度及びその前4年度において、受審費の助成を受けている施設は、助成の対象とならないものとする。</p>									
補助員雇用費	<p>【家庭的保育事業】 （1か月あたりの経費）</p> <p>1か月あたりの経費については、家庭的保育補助者を実際に雇用した時間数と上限を比較して、少ない時間数に1,200円を乗じた額と公定価格における家庭的保育補助者加算の支給額（処遇改善等加算を除く）との差額を助成</p> <p>※上記の金額がマイナスになる場合及び入所児童数が0人の場合は助成対象外とする。</p> <p>【上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1園あたり 月額330,000円 （275時間（11時間×25日）×1,200円） <p>（研修費用）</p> <p>①家庭的保育補助者として雇用予定の者が受講した子育て支援員研修受講時間数（見学実習を除く）の実績に1時間あたりの単価を乗じた額を助成</p> <p>②家庭的保育者が現任研修等に参加した際、保育士資格を有する家庭的保育補助者による代替保育を実施した時間数の実績に1時間あたりの単価を乗じた額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1時間あたりの単価 1,200円 <p>【小規模保育事業C型】</p> <p>1施設あたり 月額82,500円 ※配置基準を超えて家庭的保育補助者を雇用している場合に限る。 ※家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置していること。</p>									
安全な保育を実施するための職員雇用費	<p>【小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業】</p> <p>1施設あたり 月額91,800円 ※配置基準を超えて保育士を雇用している場合に限る。 ※常時2名以上の保育士を配置していること。</p>									
家庭的保育者1名分加配加算	<p>【小規模保育事業C型】</p> <p>1施設あたり 月額46,200円</p>									

<p style="text-align: center;">交通費負担軽減 助成</p>	<p>【居宅訪問型保育事業】 助成額は、交通費実費と助成対象上限額を比較して少ない金額から保護者負担額を差し引いた金額とする。</p>			
	<p style="text-align: center;">児童の階層区分</p>	<p style="text-align: center;">保護者負担額</p>	<p style="text-align: center;">助成対象上限額</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
	<p style="text-align: center;">A階層</p>	<p style="text-align: center;">4,000円</p>	<p>20,500円</p>	<p>※A階層については、補足給付の対象となるため、交通費の実績から2,500円を除いた額で計算するものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">B・C・E0階層</p>	<p style="text-align: center;">4,000円</p>		
	<p style="text-align: center;">D1・D2階層 E1・E2階層</p>	<p style="text-align: center;">8,000円</p>		
	<p style="text-align: center;">D3～D5階層 E3～E5階層</p>	<p style="text-align: center;">12,000円</p>		
	<p style="text-align: center;">D6～D8階層</p>	<p style="text-align: center;">16,000円</p>		
<p>※市外受託児童は除く。</p>				
<p style="text-align: center;">家庭的保育者 拡充促進費</p>	<p>【居宅訪問型保育事業】 家庭的保育者として雇用予定の者が受講した基礎研修及び認定研修受講時間数の実績に1時間あたりの単価を乗じた額を助成 ・1時間あたりの単価 1,200円 ※月ごとの合計時間数が30分以下の場合は30分に、31分以上の場合は1時間に切り上げるものとする。</p>			

職員配置加算 (休日)	【保育所、認定こども園(2・3号)】			
	休日保育の年間延べ 利用子ども数(人)	職員配置加算	処遇改善等加算※	事業費
	～ 210	80,580円	760円 ×加算率	8,400円
	211 ～ 279	86,320円	820円 ×加算率	11,160円
	280 ～ 349	97,880円	920円 ×加算率	13,960円
	350 ～ 419	109,440円	1,030円 ×加算率	16,760円
	420 ～ 489	121,000円	1,140円 ×加算率	19,560円
	490 ～ 559	132,550円	1,250円 ×加算率	22,360円
	560 ～ 629	144,110円	1,360円 ×加算率	25,160円
	630 ～ 699	155,640円	1,470円 ×加算率	27,960円
	700 ～ 769	167,190円	1,580円 ×加算率	30,760円
	770 ～ 839	178,750円	1,690円 ×加算率	33,560円
	840 ～ 909	190,310円	1,800円 ×加算率	36,360円
	910 ～ 979	201,870円	1,910円 ×加算率	39,160円
	980 ～ 1,049	213,430円	2,020円 ×加算率	41,960円
1,050 ～	224,950円	2,130円 ×加算率	42,000円	
※加算額は、単価に施設の平均経験年数と職員の賃金改善及びキャリアパスの取組状況に応じて決定する加算率(%)×100を乗じて得た額とします。				
食育推進助成 (休日)	【保育所、認定こども園(2・3号)、小規模保育事業(A型・B型)、事業所内保育事業】 1施設あたり 月額29,640円			
障害児等受入加算 (休日)	【保育所、認定こども園(2号・3号)、小規模保育事業、事業所内保育事業】			
	標準時間 (11時間) 認定児童	対象児童 : 保育士 1 : 1	対象児童1人あたり 月額102,250円	
		対象児童 : 保育士 2 : 1	対象児童1人あたり 月額 80,440円	
		対象児童 : 保育士 3 : 1	対象児童1人あたり 月額 52,220円	
		特別支援児童	対象児童1人あたり 月額 31,000円	
	短時間 (8時間) 認定児童	対象児童 : 保育士 1 : 1	対象児童1人あたり 月額 74,350円	
		対象児童 : 保育士 2 : 1	対象児童1人あたり 月額 58,510円	
		対象児童 : 保育士 3 : 1	対象児童1人あたり 月額 37,970円	
特別支援児童		対象児童1人あたり 月額 22,550円		

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
1	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア～ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分	<input type="checkbox"/> A区分 <input type="checkbox"/> B区分 <input type="checkbox"/> 無	
2	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が幼稚園教諭等の負担軽減に資する業務に従事している。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、幼稚園教諭等の業務負担軽減に取り組んでいる。 【保育支援者の業務内容及び幼稚園教諭等の負担軽減のために取り組んでいる内容】 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。※週当たりの自園調理実施日数を記入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、日 数を入力 日	
4	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員が41人以上である。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士を雇用（実人数）している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、人 数を入力 人	
5	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設で定める常勤職員（幼稚園教諭・看護職・栄養士・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 <input type="checkbox"/> 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、幼稚園教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	看護職雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
10	医療的ケア対応看護師雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童がいる。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が40時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	外国人児童保育事業助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である <input type="checkbox"/> 40%以上の加算区分を適用する場合は、基準幼稚園教職員数に加えて幼稚園教諭等を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

区

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

年度

月分

印

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
1	職員配置加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 横浜市基準の保育士を配置している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 <input type="checkbox"/> 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア～ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分	<input type="checkbox"/> A区分 <input type="checkbox"/> B区分 <input type="checkbox"/> 無	
3	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 【保育支援者の業務内容及び保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】 <hr/> <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	食育推進助成① 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員が41人以上である。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、人数を入力	人
6	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設で定める常勤職員（保育士・看護師・栄養士・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 <input type="checkbox"/> 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

9	被虐待児童対応費 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
10	看護職雇用加算 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	医療的ケア対応看護師雇用費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童がいる。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が40時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
12	外国人児童保育事業助成 【加算要件】 ※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である <input type="checkbox"/> 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	ローテーション保育士雇用費 【加算要件】 ※項目を満たす場合、雇用状況表で算出したローテーション保育士の人数を選択してください。 <input type="checkbox"/> ローテーション保育士が市の配置基準の必要保育士及び他の加算保育士に加えて1人以上配置されている。	0人	
14	保育補助者雇用経費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。（利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで） <input type="checkbox"/> 保育補助者を月150時間以上雇用している。 <input type="checkbox"/> 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 <input type="checkbox"/> 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 <input type="checkbox"/> 下記の実施計画に内容を記載している。 【実施計画①】 保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容 【実施計画②】 保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組 	0人	
15	保育士育成促進費 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 <input type="checkbox"/> 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している。 <input type="checkbox"/> 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 <input type="checkbox"/> ローテーション保育士雇用費の上限人数を超えて、保育士が配置されている。 <input type="checkbox"/> 対象月が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間（ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間）に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分	<input type="checkbox"/> A区分 <input type="checkbox"/> B区分 <input type="checkbox"/> 無	
16	職員配置加算（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 日曜日、国民の祝日及び休日（以下、「休日等」という。）に横浜市基準の職員を配置している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
17	食育推進助成（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に自園調理（調理業務委託の場合も含む）をしている。※弁当持参は加算対象外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
18	障害児等受入加算（休日） 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

加算項目等(3月分の請求時のみ加算)		実施状況等	前月からの 変更有無 ※
19	第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】 ※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 <input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/

※前月分の届出から変更があれば○を記入

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	前月からの変更有無※
1	職員配置加算(2・3号) 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 横浜市基準の保育教諭を配置している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	連携施設受諾促進加算 【加算要件】※項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 <input type="checkbox"/> 地域型保育事業と連携しており、連携実施(変更)届出書の条件を満たしている。 ※連携条件ア～ウ全てに該当の場合はA区分、ア、イ両方に該当の場合はB区分 アのみ該当の場合はC区分	<input type="checkbox"/> A区分 <input type="checkbox"/> B区分 <input type="checkbox"/> C区分 <input type="checkbox"/> 無	
3	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 保育支援者を施設に配置し、保育支援者が保育士等の負担軽減に資する業務に従事している。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 【保育支援者の業務内容及び保育士等の負担軽減のために取り組んでいる内容】 <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	食育推進助成①(1号) 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理(調理業務委託の場合も含む)を実施している。※週当たりの自園調理実施日数を記入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、日数を入力	日
5	食育推進助成①(2・3号) 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理(委託の場合も含む)を実施している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	食育推進助成② 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員が41人以上である。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有の場合、人数を入力	人
7	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル(本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可)を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上(小数点以下切り上げ)である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設で定める常勤職員(保育教諭・看護職・栄養士・調理師等)が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給(全額)で2週間以上療養している。 <input type="checkbox"/> 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
10	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育教諭加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	看護職雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 看護職(看護師、保健師、助産師、准看護師)の資格を有する職員を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	前月からの変更有無※
12	<p>医療的ケア対応看護師雇用費(1号) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童がいる。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が40時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	<p>医療的ケア対応看護師雇用費(2・3号) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 区福祉保健センター長が医療的ケア対象児童と認めた児童がいる。 <input type="checkbox"/> 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職を雇用しており、さらに月の所定労働時間が40時間以上の医療的ケア対応看護職を雇用している。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
14	<p>外国人児童保育事業助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する外国人児童の割合が20%以上である。 <input type="checkbox"/> 40%以上の加算区分を適用する場合は、市基準保育士数に加えて保育士を雇用している。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
15	<p>ローテーション保育教諭雇用費(2・3号) 【加算要件】※項目を満たす場合、雇用状況表で算出したローテーション保育教諭の人数を選択してください。 <input type="checkbox"/> ローテーション保育教諭が市の配置基準の必要保育教諭及び他の加算保育教諭に加えて1人以上配置されている。</p>	0人	
16	<p>保育補助者雇用経費(幼保連携型のみ) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、加算適用となる保育補助者の人数を選択してください。(利用定員100人以下は1人、101人以上は2人まで) <input type="checkbox"/> 保育補助者を月150時間以上雇用している。 <input type="checkbox"/> 園内研修等を受けさせるなど、保育補助者の知識及び技能の習得に努めている。 <input type="checkbox"/> 保育補助者に保育士資格の取得を促している。 <input type="checkbox"/> 下記の実施計画に内容を記載している。</p>	0人	
	<p>【実施計画①】保育補助者の業務内容及び保育士の業務が軽減される内容</p>		
	<p>【実施計画②】保育補助者の配置以外で、保育士の勤務環境の改善に関する取組</p>		
17	<p>保育士育成促進費(幼保連携型のみ) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、該当の区分を選択してください。 <input type="checkbox"/> 保育補助者雇用経費を活用して雇用していた保育補助者が保育士資格を取得し、継続して保育士として雇用している。 <input type="checkbox"/> 上記の対象者が保育補助者として保育士資格取得前の直近3か月以上かつ月60時間以上勤務している。 <input type="checkbox"/> ローテーション保育教諭雇用費の上限人数を超えて、保育教諭が配置されている。 <input type="checkbox"/> 対象者が上記対象者の保育士証の登録日の翌月を含む2年度間(ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間)に該当する。 ※上記対象者の勤務時間が160時間以上の場合はA区分、120時間以上の場合はB区分</p>	<input type="checkbox"/> A区分 <input type="checkbox"/> B区分 <input type="checkbox"/> 無	
18	<p>職員配置加算(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 日曜日、国民の祝日及び休日(以下、「休日等」という。)に横浜市基準の職員を配置している。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
19	<p>食育推進助成(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に自園調理(調理業務委託の場合も含む)をしている。※弁当持参は加算対象外</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
20	<p>障害児等受入加算(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等(3月分の請求時のみ加算)		実施状況等	前月からの 変更有無 ※
21	<p>第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能</p> <p>【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/

※前月分の届出から変更があれば○を記入

区

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	前月からの 変更有無※
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	補助員雇用費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 家庭的保育補助者を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
加算項目等(3月分の請求時のみ加算)		実施状況等	前月からの 変更有無※
7	第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 <input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/

※前月分の届出から変更があれば○を記入

区

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 常勤職員（保育士・看護職・栄養士・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 <input type="checkbox"/> 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	看護職雇用加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 看護職（看護師、保健師、助産師、准看護師）の資格を有する職員を雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8	保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	安全な保育を実施するための職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に保育士を雇用している。 <input type="checkbox"/> 常時2名以上の保育士を配置している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

第1号様式の5(小規模保育事業A型・B型、保育所型事業所内保育事業、小規模型事業所内保育事業A型・B型用)

施設・事業所番号 ()

加算項目等 ※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください		実施状況等	前月からの 変更有無※
10	食育推進助成(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に自園調理(調理業務委託の場合も含む)をしている。 ※弁当持参は加算対象外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
11	障害児等受入加算(休日) 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施施設として横浜市に届出をしている。 <input type="checkbox"/> 休日保育実施日に障害児保育教育対象児童又は特別支援対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

加算項目等(3月分の請求時のみ加算)		実施状況等	前月からの 変更有無※
12	第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 <input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/

※前月分の届出から変更があれば○を記入

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	食育推進助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 自園調理（調理業務委託の場合も含む）を実施している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	アレルギー児童対応費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応マニュアル（本市作成の保育所における食物アレルギー対応マニュアルでも可）を作成し、マニュアルに沿って対応している。 <input type="checkbox"/> 利用定員に対する対象児童の割合が1%以上（小数点以下切り上げ）である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	産休等代替職員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 常勤職員（家庭的保育者・看護職・栄養士・調理師等）が、出産や疾病のため年次有給休暇ではない有給（全額）で2週間以上療養している。 <input type="checkbox"/> 休暇・療養期間が年度内であること。※年度をまたいだ日数分は翌年度に請求	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	障害児等受入加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 障害児保育教育対象児童、特別支援対象児童又は医療的ケア対象児童として区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業所を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
7	保育士等雇用対策費（4～6月のみ（年度途中開所は初めの3か月のみ）） 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 利用定員分の保育従事者が勤務しており、月初に空き定員がある。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
8	補助員雇用費 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 市基準の職員配置及びその他加算で配置する職員の他に家庭的保育補助者を雇用している。 <input type="checkbox"/> 家庭的保育者に加え常時1名以上の家庭的保育補助者（家庭的保育者でも可）を配置している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9	家庭的保育者1名分加配加算 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 家庭的保育者を3名雇用している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

加算項目等(3月分の請求時のみ加算)		実施状況等	前月からの 変更有無※
10	<p>第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。</p> <p><input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。</p>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	/

※前月分の届出から変更があれば○を記入

区

向上支援費加算状況等届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

事業所名

代表者職・氏名

印

年度

月分

横浜市における保育・教育に係る向上支援費の加算状況等について、挙証資料を添えて以下のとおり届け出ます。

加算項目等	※加算要件の該当項目の□にチェックを入れてください	実施状況等	前月からの 変更有無※
1	保育者業務支援事業費助成 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 月の初日に利用児童が1人以上いる。 <input type="checkbox"/> 業務の効率化など、保育士等の業務負担軽減に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 子どものための教材の購入など、保育・教育の充実に努めている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2	被虐待児童対応費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 施設・事業を利用する児童で、虐待が疑われるため、保育士加配が必要と区福祉保健センター長が認めた児童がいる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
3	交通費負担軽減助成 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> A階層からD8階層の児童が利用しており、保護者の交通費負担が4,000円以上になる。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4	家庭的保育者拡充促進費 【加算要件】※項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 基礎研修及び認定研修を家庭的保育者として雇用予定の者が受講している。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

加算項目等(3月分の請求時のみ加算)	実施状況等	前月からの 変更有無※	
5	第三者評価受審費助成 ※5年に1回のみ請求可能 【加算要件】※全ての項目を満たす場合、「有」となります。 <input type="checkbox"/> 12月末までに第三者評価受審加算申請書を提出し、承認がされている。 <input type="checkbox"/> 年度内に第三者評価を実施し、領収書が提出されている。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

※前月分の届出から変更があれば○を記入

第2号様式の1(幼稚園)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
施設名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月分雇用状況表

- ※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
- ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
- ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
- ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
- ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の幼稚園教職員数

※月当たりの時間数は「3 請求月初日の職員の雇用状況」の●各園の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数を転記してください。

月 <input type="text"/> 時間 <input type="text"/>	<input type="text"/>	a	人	月 <input type="text"/> 時間 <input type="text"/>	<input type="text"/>	①	月 <input type="text"/> 時間 <input type="text"/>	①÷	時間 <input type="text"/>	<input type="text"/>	b	人
以上勤務幼稚園 教職員数				未滿勤務幼稚園 教職員数		時間	未滿勤務幼稚園 教職員の合計労働 時間数					

↑各施設の就業規則等で定めた常勤職員の人数

↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

b小数点第1位を四捨五入

- ※幼稚園教職員とは、教育職員免許法第4条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有する者、もしくは幼稚園設置基準第5条第2項に規定する教諭を代替する助教諭若しくは講師、教育補助者をいう。
- ※幼稚園教職員数には派遣職員を含む。施設長が幼稚園教諭であっても幼稚園教職員数には含めない。
- ※預かり保育を専任担当する教諭は含めない。

対象 幼稚園教職員数	<input type="text"/>	a+b
※教育補助者除く	<input type="text"/>	人
※教育補助者含む	<input type="text"/>	j

2 基準幼稚園教職員数

区分	年齢区分 ☑チェック	利用定員		月1日付 在籍児童数			基準幼稚園教職員数			
		<input type="text"/>	人	市内児童	市外児童	合計	<input type="text"/>	人		
基準幼稚園教職員配置	<input type="checkbox"/> 3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合									
	満3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 6 =	<input type="text"/>	人
	3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 15 =	<input type="text"/>	人
	<input type="checkbox"/> 3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合									
	満3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 15 =	<input type="text"/>	人
	3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人			
	<input type="checkbox"/> 3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合									
	満3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 6 =	<input type="text"/>	人
	3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 20 =	<input type="text"/>	人
	<input type="checkbox"/> 3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合									
	満3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 20 =	<input type="text"/>	人
	3歳児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人			
4歳以上児	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	÷ 30 =	<input type="text"/>	人	
小計 ①	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人	<input type="text"/>	人		<input type="text"/>	人 c	
学級編制調整加配教諭数(1人) (利用定員36人以上300人以下の施設)									<input type="text"/>	人 d
小計 ② (c~d)									<input type="text"/>	人 e
幼稚園教職員 その他加算	チーム保育加配加算 (利用定員により1人~8人)							※上限人数	<input type="text"/>	人 f
	年齢別配置基準を下回る場合の調整 (配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))								<input type="text"/>	人 g
	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)								<input type="text"/>	人 h
	合計 (e~h)								<input type="text"/>	人 i

※小数点以下四捨五入

※ a+b ≥ e

※ a+b ≥ i

【記入の注意】

注1) 基準幼稚園教職員配置(c~eの算出にあたっての注意)

ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。イ: 小計①は、市内・市外児童数の合計により算出すること。

ウ: dについては利用定員が該当する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ e)となること。

注2) その他加算の幼稚園教職員配置(f~iの記入上の注意)

ア: 「基準幼稚園教職員配置(e)」を超えて、その他加算による教職員配置をしている場合(a+b > e)は、配置の実態に合わせてf, h欄に人数を計上すること(f・hともに要件を満たす場合、fを先に計上すること)。また、a+bがeを下回る場合には、g欄に下回る人数をマイナス表記で計上すること。

イ: 幼稚園教諭免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を雇用している場合、チーム保育加配加算(f)にのみ算入すること。

ウ: 各加算は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の教職員が配置されている場合(「その他加算の幼稚園教職員」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。

エ: 基準幼稚園教職員数の合計(i)は原則として対象幼稚園教職員数以下となること(a+b ≥ i)。教育補助者をチーム保育に算入している場合は、教育補助者を含める教職員数を適用する(j ≥ i)。※端数処理の関係でj ≥ iが成立しない場合もあります。

第2号様式の1(幼稚園)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 園長

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/>	(登録番号:)				

② 各園の就業規則等で定めた勤務時間未滿の幼稚園教職員(有資格)

※原則として雇用契約での所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

●各園の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数

計	時間
---	----

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 幼稚園教諭免許状登録番号	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合計			人	合計労働時間数 ①			

③ 各園の就業規則等で定めた常勤の幼稚園教職員(有資格)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 幼稚園教諭免許状登録番号	現施設雇用開始 年月日	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 幼稚園教諭免許状登録番号	現施設雇用開始 年月日
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭		<input type="checkbox"/>	幼稚園教諭	
合計					人

④ 幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/>	(登録番号:)				

常勤換算換算後の教育補助者人数計 人

第2号様式の1(幼稚園)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

4 副園長・教頭配置加算

・請求月初日の副園長・教頭の配置状況(常勤のみ、無資格でも可)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭	(登録番号:)				

※1 1か月あたり120時間以上の勤務を契約していること

※2 副園長・教頭設置加算の対象職員については、幼稚園教諭の資格を有している場合には「3 請求月初日の職員の雇用状況」②か③の対象職員として記載可能です。

5 主幹教諭等専任加算

・主幹教諭等を専任化させるための代替職員として雇用している職員(非常勤講師)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭	(登録番号:)				

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること

6 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

配置

兼務

嘱託

※「嘱託」を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者に栄養士がいる場合も含む)

法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する場合を除く。

兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

7 食育推進助成

① 調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)

給食実施日数: 日/週 のうち、

→自園調理を実施している日数: 日/週 ※委託含む

② 請求月初日の調理員の雇用状況※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
	合計			うち1か月あたり 120時間以上勤務 の栄養士	人

※1か月あたり所定労働時間120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している場合には食育推進助成②(栄養士格付)を助成します。

(上限:利用定員41~150人は1人まで、151人以上は2人まで)

第2号様式の1(幼稚園)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

8 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 看護師(非常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(非常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。

9 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況(医療的ケア実施届「今回新たに雇用する職員」に記載されている職員と同じ)

① 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職 ※「7 看護職雇用加算」に記載されている職員と重複可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	(登録番号:)				

② 月120時間以上の看護職に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間40時間以上の看護職

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	(登録番号:)				

10 療育支援加算

・主幹教諭等を補助する者の雇用状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

11 講師配置加算及び指導充実加配加算

・非常勤講師の雇用状況

ア 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超えて配置している非常勤講師(非常勤講師配置加算分)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭	(登録番号:)				

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。※利用定員が35人以下又は121人以上の施設のみ対象

イ 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加配加算分)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭	(登録番号:)				

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。※利用定員が271人以上の施設のみ対象

第2号様式の1(幼稚園)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

11 事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算

・事務職員及び非常勤事務職員の雇用状況

ア 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員の配置状況

- 専従の事務職員及び非常勤事務職員(本部職員含む)を配置
- 園長等の職員が兼務
- 業務委託

※専従の事務職員及び非常勤事務職員がいる場合記入

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

イ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務職員配置加算分)※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

ウ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務負担対応加配加算分)※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

13 保育者業務支援事業費助成

- 自施設で雇用(派遣職員を含む)している
- 業務委託

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の雇用状況(自施設で雇用している場合のみ記入)

※各加算項目対象欄に記載の職員と重複がないこと。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	業務内容
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他

※ 「事務」を選択する場合、基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。
また、「事務職員配置加算」、「事務負担対応加配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に記載すること

合計人数	人
------	---

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の業務委託状況(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	業務内容
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他

※ 「事務」を選択する場合、基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

※ 委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となります。

第2号様式の2(保育所)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
施設名	事務担当者	
	連絡先	

年度 月分雇用状況表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
 ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
 ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
 ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
 ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。
 ※雇用状況表に記載する職員は高年齢者等活躍促進加算に係る「高年齢者等活躍促進加算月別雇用時間内訳表」に記載される職員と重複しないこと。

1 請求月初日の保育士数(有資格者のみ)

月160時間以上勤務保育士数	a	人	月160時間未満勤務保育士数	人	月160時間未満勤務保育士の合計労働時間数	①	時間	月160時間未満勤務保育士の常勤換算後人数	①÷160時間	b	人	b小数点以下切り捨て
----------------	---	---	----------------	---	-----------------------	---	----	-----------------------	---------	---	---	------------

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務
 ↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

※保育士数には派遣保育士を含む。施設長が保育士であり保育士数に含めた場合減額調整となる。
 ※乳児4人以上を入所させる保育所については、保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。
 ※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。
 ※一時保育を専任担当する保育士(事業担当保育士)は含めない。

対象保育士数	a+b	人
--------	-----	---

2 国基準の保育士数(有資格者のみ)

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数				国基準保育士数			
			市内児童		市外児童		私的契約	合計	国基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)	
			標準	短時間	標準	短時間				
国基準による保育士配置	0歳児	人		人		人	人	÷ 3 =	人	
	1歳児	人		人		人	人	÷ 6 =	人	
	2歳児	人		人		人	人	÷ 15 =	人	
	3歳児	人		人		人	人	÷ 30 =	人	
	4歳以上児	人		人		人	人	÷ 30 =	人	
	小計 ①	人		人		人	人	※	人 c	
利用定員が90人以下の施設に対する保育士加配(1人)									人 d	
保育標準時間認定対応保育士(1人)									人 e	
小計 ② (c~e)									人 f	
その他加算	主任保育士専任加算(1人)									人 g
	チーム保育推進加算(平均経験年数12年以上の施設)(1人)									人 h
合計 (f~h)									人 i	

※小数点以下四捨五入

※ a+b ≥ f

※ a+b ≥ i

3 横浜市基準の保育士数(有資格者のみ)

区分	年齢区分	在園児数合計	横浜市基準の保育士配置 (小数点第2位以下切捨て)	在園児数合計	国基準の保育士配置 (小数点第2位以下切捨て)	差引必要保育士数	
横浜市保育士基準による	0歳児		÷ 3 =	人	÷ 3 =	人	
	1歳児		÷ 4 =	人	÷ 6 =	人	
	2歳児		÷ 5 =	人	÷ 15 =	人	
	3歳児		÷ 15 =	人	÷ 30 =	人	
	4歳以上児		÷ 24 =	人	÷ 30 =	人	
小計		※	人 j	※	人 k	人 l	
その他加算	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)						人 m
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)						人 n
	ローテーション保育士雇用費 (利用定員により1人~5人) ※上限人数						人 o
合計 (i+l~o)						人 p	

※小数点以下四捨五入

※ a+b ≥ p

【記入の注意】

注1) 国基準による保育士配置(c~fの算出にあたっての注意)

- ア: 在籍児童数は市内・市外・私的契約児童数に分けて人数を記載すること。市内及び市外の児童は標準時間と短時間に分けて記載すること。
- イ: 小計①は、市内・市外・私的契約児童数の合計により算出すること。
- ウ: dについては利用定員が該当する場合は必ず人数を記載すること。eについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ f)となること。

注2) その他加算の保育士配置(g~iの記入上の注意)

- ア: 「国基準による保育士配置(f)」を超えて、その他加算による保育士配置をしている場合(a+b > f)は、配置の実態に合わせてg~h欄に人数(1人)を計上すること。
- イ: 各加算は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に1が入っている場合)に支給対象となる。
- ウ: 国基準の保育士数の合計(i)は対象保育士数以下となること(a+b ≥ i)。

注3) 横浜市基準による保育士配置(1~pの記入上の注意)

- ア: 国基準及び横浜市基準による基準保育士数(i+1)を超えて、その他加算の保育士配置をしている場合(a+b > i+1)は、配置の実態に合わせてm~o欄にアルファベット順に従って人数を計上すること。(m及びnは1人、oは利用定員に応じて1~5人)
- イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
- ウ: 横浜市基準の保育士数の合計(p)は必ず対象保育士数以下となること(a+b ≥ p)。

4 請求月初日の職員の雇用状況

① 施設長

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名		1日の労働時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の勤務日数×4) (b)	1か月の労働時間数(a×b)
	保育士証等登録番号				
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> その他 ()					
年齢(申請日時点)	委託費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。
 ※原則、こども施設整備課において認可されている施設長を記載すること。

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

※原則として雇用契約で所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設雇用開始年月日	1日の労働時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は週の勤務日数×4) (b)	1か月の労働時間数(a×b)	他施設・事業への勤務の有無	
						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保健師						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師							
合計				人	合計労働時間数 ①		

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育士等(有資格)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	現施設 雇用開始 年月日	
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
<input type="checkbox"/> 保育士			<input type="checkbox"/> 保育士			
<input type="checkbox"/> 保健師			<input type="checkbox"/> 保健師			
<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			
合計						人

※乳児4人以上を入所させる保育所については、保健師・看護師・准看護師を1名のみ「4 請求月初日の職員の雇用状況②または③」に記載することが可能です。

5 保育士育成促進費

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

※原則として雇用契約で所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号及び登録日	現施設 雇用開始 年月日	保育士資格取得前 の直近3か月の保育 補助者としての勤務 時間	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	対象期間
<input type="checkbox"/> 保育士			年 月 時間				年度まで
<input type="checkbox"/> 保育士			年 月 時間				年度まで
<input type="checkbox"/> 保育士			年 月 時間				年度まで
合計労働 時間数							

※1か月あたり120時間以上の勤務を契約していること。

※複数人を雇用している場合は、契約している労働時間数の合計が120時間以上となること。

※保育士資格取得前の直近3か月の保育補助者としての勤務時間の月60時間以上であること。

※対象期間は保育士証の登録日の翌月を含む2年度間。(ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間とする)

6 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
- 兼務
- 嘱託

※「嘱託」を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者に栄養士がいる場合も含む) 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注) 配置: 本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する場合を除く。

兼務: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

嘱託: 配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

7 食育推進助成

① 調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 自施設の職員が調理している 調理業務を全部委託している

② 請求月初日の調理員の雇用状況(自施設の職員が調理している場合)※「6 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				

※1か月あたり所定労働時間120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している場合には食育推進助成②(栄養士格付)を助成します。

(上限:利用定員41~150人は1人まで、151人以上は2人まで)

合計	人	うち1か月あたり120時間以上勤務の栄養士	人
----	---	-----------------------	---

8 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 看護師(非常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(非常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)
 ※「4 請求月初日の職員の雇用状況」②か③に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職雇用加算の対象職員として再掲可能です。

9 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況(医療的ケア実施届「今回新たに雇用する職員」に記載されている職員と同じ)

① 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職 ※「8 看護職雇用加算」に記載されている職員と重複可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	(登録番号:)				

② 月120時間以上の看護職に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間40時間以上の看護職

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	(登録番号:)				

10 保育補助者雇用経費

・請求月初日の保育補助者(保育士資格無)の雇用状況

※保育補助者として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	
					合計労働時間数

※1か月あたり150時間以上の勤務を契約していること。
 ※複数人を雇用している場合は、契約している労働時間数の合計が150時間以上となること。
 ※利用定員100人以下の場合は1人分(150時間以上)、利用定員101人以上の場合は2人分(300時間以上)まで

11 療育支援加算

・主任保育士を補助する者の雇用状況

氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

12 事務職員雇上費加算

① 事務職員の配置状況(いずれか1つ以上に該当)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 専従の事務職員(本部職員含む)を配置 施設長等の職員が兼務 業務委託

② 専従の事務職員を配置している場合の雇用状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数× 4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

13 保育者業務支援事業費助成

- 自施設で雇用(派遣職員を含む)している 業務委託

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の雇用状況(自施設で雇用している場合のみ記入)

※各加算項目対象欄に記載の職員と氏名の重複がないこと。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	業務内容
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他

※ 「事務」を選択する場合は、基本分単価及び「事務職員雇上費加算」に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

合計人数
人

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の業務委託状況(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	業務内容	合計人数
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他	
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他	

※ 「事務」を選択する場合は、基本分単価及び「事務職員雇上費加算」に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

※ 委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となります。

(ア) 前年の雇用状況表を参考に、前年同月の保育士数(常勤換算後)と前年同月の保育士以外の人数(実人数)を入力してください

※前年同月の実績がない場合は、開所月の保育士数(常勤換算後)と開所月の保育士以外の人数(実人数)を入力してください

今月の保育士数(常勤換算)	≧	前年同月の保育士数(常勤換算)
今月の保育士以外の人数(実人数)	≧	前年同月の保育士以外の人数(実人数)※13保育者業務支援事業費助成 に記載の者を除く

(イ) 前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

- 10万円以上 10万円未満

(ウ) 10万円以下の場合対象経費の実支出額を記入

円

(注) 保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、委託料、使用料及び賃借料

第2号様式の3(認定こども園)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
施設名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
 ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
 ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
 ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
 ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。
 ※雇用状況表に記載する職員は高年齢者等活躍促進加算に係る「高年齢者等活躍促進加算 月別雇用時間内訳表」に記載される職員と重複しないこと。

1 請求月初日の保育教諭数(有資格者のみ)

月160時間以上勤務保育教諭数	a	人	月160時間未満勤務保育教諭数	人	月160時間未満勤務保育教諭の合計労働時間数	①	時間	月160時間未満勤務保育教諭の常勤換算後人数	b	人
-----------------	---	---	-----------------	---	------------------------	---	----	------------------------	---	---

↑雇用契約上で週40時間を基本とする勤務 ↑雇用契約で1日の契約労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

b小数点第2位 四捨五入

※保育教諭数には派遣職員を含む。施設長が保育教諭であっても保育教諭数には含めない。
 ※乳児4人以上を入所させる幼保連携型認定こども園については、保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育教諭とみなすことができる。(令和6年度まで)

※保育教諭とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ保育士としての登録を受けた者(令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録を受けた者を含む。)をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。
 ※一時保育を専任担当する保育士(事業担当保育士)及び預かり保育を専任担当する保育士・幼稚園教諭は含めない。

対象保育教諭数 ※教育補助者除く	a+b	人
※教育補助者含む	t	人

2 国基準の保育教諭数

区分	年齢区分 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	認定区分	利用定員				月1日付 在籍児数			基準保育教諭数		
			1号定員	標準	短時間	合計	市内児童	市外児童	私的契約	合計	(小数点第2位以下切捨て)	
国基準による保育教諭配置	0歳児	3号	人			人			人	人	÷ 3 =	人
	1歳児	3号	人			人			人	人	÷ 6 =	人
	2歳児	3号	人			人			人	人	÷ 6 =	人
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算ありの場合											
	満3歳児	1号				人			人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	1号				人			人	人	÷ 15 =	人
		2号	人			人			人	人	÷ 15 =	人
	3歳児配置改善加算あり・満3歳児対応加配加算なしの場合											
	満3歳児	1号				人			人	人	÷ 15 =	人
	3歳児	1号				人			人	人	÷ 15 =	人
		2号	人			人			人	人	÷ 15 =	人
	3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算ありの場合											
	満3歳児	1号				人			人	人	÷ 6 =	人
	3歳児	1号				人			人	人	÷ 20 =	人
		2号	人			人			人	人	÷ 20 =	人
3歳児配置改善加算なし・満3歳児対応加配加算なしの場合												
満3歳児	1号				人			人	人	÷ 20 =	人	
3歳児	1号				人			人	人	÷ 20 =	人	
	2号	人			人			人	人	÷ 20 =	人	
4歳以上児	1号				人			人	人	÷ 30 =	人	
	2号	人			人			人	人	÷ 30 =	人	
1号小計			人			人		人	人			
2号・3号小計			人			人		人	人			
小計 ①			人			人		人	人	※	人 c	
保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設に対する保育教諭加配(1人)											人 d	
保育標準時間認定対応保育教諭(1人)											人 e	
主幹保育教諭等を専任化させるための常勤代替保育教諭(1人)											人 f	
主幹保育教諭等を専任化させるための非常勤代替保育教諭(0.5人)											人 g	
小計 ② (c~g)											人 h	
その他教諭算	学級編制調整加配加算(1人) (1号・2号の利用定員36人以上300人以下の施設に適用)											人 i
	チーム保育加配加算 (利用定員により1人~8人) ※上限人数											人 j
	年齢別配置基準を下回る場合の調整 (配置基準を下回る人数を記入(マイナス表記))											人 k
合計 (h~k)											人 l	

※小数点以下 四捨五入

※ a+b ≥ h

※ a+b ≥ 1、教育補助者を雇用している場合 t ≥ 1

3 横浜市基準の保育教諭数

区分	年齢区分	認定区分	横浜市基準の保育教諭配置			国基準の保育教諭配置			差引必要保育教諭数
			在園児数合計	(小数点第2位以下切捨て)		在園児数合計	(小数点第2位以下切捨て)		
横浜市基準による保育教諭配置	0歳児	3号		÷ 3 =	人		÷ 3 =	人	(o=m-n)
	1歳児	3号		÷ 4 =	人		÷ 6 =	人	
	2歳児	3号		÷ 5 =	人				
	3歳児	2号		÷ 15 =	人				
	4歳以上児	2号		÷ 24 =	人		÷ 30 =	人	
	小計			※	人 m		※	人 n	
その他加算の	外国人児童保育事業助成(1人) (定員に対する外国人児童の割合が40%以上)							人 p	
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)							人 q	
	ローテーション保育教諭雇用費 (2・3号利用定員により1人~5人) ※上限人数							人 r	
合計 (l+o~r)								人 s	

※小数点以下四捨五入

※ a+b ≥ s、教育補助者を雇用している場合は t ≥ s

【記入の注意】

注1) 国基準による保育教諭配置(c~hの算出にあたっての注意)

- ア: 在籍児童数は市内・市外・私的契約児童数に分けて人数を記載すること。2号・3号認定の市内及び市外の児童は標準時間と短時間に分けて記載すること。
- イ: 小計①は、市内・市外・私的契約児童数の合計により算出すること。
- ウ: dについては利用定員が該当する場合は必ず人数を記載すること。eについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。f及びgについては必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ h)となること。

注2) その他加算の保育教諭配置(i~lの記入上の注意)

- ア: 「国基準による保育教諭配置(h)」を超えて、その他加算による保育教諭配置をしている場合(a+b > h)は、配置の実態に合わせてi、j欄に人数を計上すること。また、a+bがhを下回る場合には、k欄に下回る人数をマイナス表記で計上すること。
- イ: 幼稚園教諭免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を雇用している場合、チーム保育加配加算(j)にのみ算入すること。
- ウ: 各加算は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育教諭が配置されている場合(「その他加算の保育教諭」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
- エ: 基準保育教諭数の合計(l)は原則として対象保育教諭数以下となること(a+b ≥ l)。教育補助者をチーム保育に算入している場合は、教育補助者を含める保育教諭数を適用する(t ≥ l)。※端数処理の関係でt ≥ lが成立しない場合もあります。

注3) 横浜市基準による保育教諭配置(o~sの記入上の注意)

- ア: 国基準及び横浜市基準による基準保育教諭数(l+o)を超えて、その他加算の保育教諭配置をしている場合(a+b > l+o)は、配置の実態に合わせてp~r欄にアルファベット順に従って人数を計上すること。(p及びqは1人、rは2・3号の利用定員に応じて1~5人)
- イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育教諭が配置されている場合(「その他加算の保育教諭」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
- ウ: 横浜市基準の保育教諭数の合計(s)は原則として対象保育教諭数以下となること(a+b ≥ s、教育補助者を雇用している場合は t ≥ s)。※端数処理の関係でt ≥ sが成立しない場合もあります。

4 請求月初日の職員の雇用状況

① 園長(施設長)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/>	(登録番号: _____)				

② 月160時間未満勤務の保育教諭(有資格)

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 <small>幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号</small>	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭						<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 保育士						<input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> ()							
合計				人	合計労働時間数 ①		

第2号様式の3(認定こども園)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

④ 幼稚園教諭の免許を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者(有資格)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭	(登録番号:)				
常勤換算換算後の教育補助者人数計					人

5 保育士育成促進費

・請求月初日の保育士育成促進費の対象保育士(有資格)の雇用状況

※原則として雇用契約で所定労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	保育士資格取得前の 直近3か月の保育補 助者としての勤務時 間	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	対象期間
<input type="checkbox"/> 保育士	保育士証等登録番号及び登録日		年 月 時間				年度まで
<input type="checkbox"/> 保育士			年 月 時間				年度まで
<input type="checkbox"/> 保育士			年 月 時間				年度まで
						合計労働 時間数	

※1か月あたり120時間以上の勤務を契約していること。

※複数人を雇用している場合は、契約している労働時間数の合計が120時間以上となること。

※保育士資格取得前の直近3か月の保育補助者としての勤務時間の月60時間以上であること。

※対象期間は保育士証の登録日の翌月を含む2年度間。(ただし、登録日が1日の場合は当月を含む2年度間とする)

6 副園長・教頭設置加算

・請求月初日の副園長・教頭の設置状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週の 勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
(登録番号:)				

※1 1か月あたり120時間以上の勤務を契約していること。

※2 副園長・教頭設置加算の対象職員については、保育教諭の資格を有している場合には「4 請求月初日の職員の雇用状況」②か③の対象職員として記載可能です。

7 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
 兼務
 嘱託

※「嘱託」を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者が栄養士がいる場合も含む) 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する場合を除く。

兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。

嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

8 食育推進助成

① 調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

【1号】

給食実施日数: 日/週 のうち、

自園調理を実施している日数: 日/週 ※委託含む

【2号・3号】

自施設の職員が調理している 調理業務を全部委託している

② 請求月初日の調理員の雇用状況(自施設の職員が調理している場合)※「7 栄養管理加算」に記載されている職員と重複不可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 調理師 <input type="checkbox"/> 栄養士 <input type="checkbox"/> なし	(登録番号:)				
合計		人	うち1か月あたり120時間 以上勤務の栄養士		人

※1か月あたり所定労働時間120時間以上勤務の栄養士を雇用(実人数)している場合には食育推進助成②(栄養士格付)を助成します。(上限:利用定員41~150人は1人まで、151人以上は2人まで)

9 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 看護師(非常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(非常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※1 常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)
 ※2 「4 請求月初日の職員の雇用状況」②か③に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職雇用加算の対象職員として再掲可能です。

10 医療的ケア対応看護師雇用費

・請求月初日の看護職の雇用状況(医療的ケア実施届「今回新たに雇用する職員」に記載されている職員と同じ)

① 1か月あたりの所定労働時間が120時間以上の看護職 ※「9 看護職雇用加算」に記載されている職員と重複可

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	(登録番号:)				

② 月120時間以上の看護職に加えて、更に雇用している1か月あたり所定労働時間40時間以上の看護職

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	認定 区分	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又 は週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	1号	(登録番号:)				
<input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 保健師(助産師) <input type="checkbox"/> 准看護師	2号・ 3号	(登録番号:)				

第2号様式の3(認定こども園)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

11 保育補助者雇用経費

・請求月初日の保育補助者(保育士資格・幼稚園教諭免許無)の雇用状況

※保育補助者として雇用している職員は労働時間数に関わらず、全員記載してください。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	
					合計労働時間数

※1か月あたり150時間以上の勤務を契約していること。
 ※複数人を雇用している場合は、契約している労働時間数の合計が150時間以上となること。
 ※利用定員100人以下の場合は1人分(150時間以上)、利用定員101人以上の場合は2人分(300時間以上)まで

12 療育支援加算

・主幹保育教諭等を補助する者の雇用状況

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

13 講師配置加算及び指導充実加配加算

・非常勤講師の雇用状況

ア 基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる必要教員数を超過して配置している非常勤講師(非常勤講師配置加算分)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号				
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 保育士	(登録番号:)				

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。 ※1号認定子どもの利用定員が35人以下又は121人以上の施設のみ対象

イ 講師配置加算の非常勤講師を配置した上で、別途配置している非常勤講師(指導充実加配加算分)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	幼稚園教諭免許状・保育士証等登録番号				
<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> 保育士	(登録番号:)				

※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。 ※1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が271人以上の施設のみ対象

14 事務職員配置加算及び事務負担対応加配加算

・事務職員及び非常勤事務職員の雇用状況

ア 基本分単価に含まれる事務職員及び非常勤事務職員の配置状況

- 専従の事務職員(本部職員含む)を配置
- 園長等の職員が兼務
- 業務委託

※専従の事務職員及び非常勤事務職員がいる場合記入

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

イ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務職員配置加算分) ※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

ウ 別途配置している非常勤事務職員の雇用状況(事務負担対応加配加算分) ※1か月あたり60時間以上の勤務を契約していること。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数(又は 週の勤務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)

15 保育者業務支援事業費助成

自施設で雇用(派遣職員を含む)している 業務委託

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の雇用状況(自施設で雇用している場合のみ記入)

※各加算項目対象欄に記載の職員と氏名の重複がないこと。

氏名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤 務日数(又 は週の勤務 日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	業務内容
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
					合計人数
					人

※ 「事務」を選択する場合、基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。
また、「事務職員配置加算」、「事務負担対応加配加算」、「保育者業務支援事業費助成」の順に記載すること

・請求月初日の保育支援者(事務職員等保育士業務を支援する者)の業務委託状況(業務委託の場合のみ記入)

委託先	従事者数	現施設 配置開始 年月日	業務内容
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
	人		<input type="checkbox"/> 事務 <input type="checkbox"/> その他
			合計人数
			人

※ 「事務」を選択する場合、基本分単価に含まれる事務職員に加え、別途保育支援者を配置していること。

※ 委託期間内であっても、業務の履行がない月は助成の対象外となります。

(ア)前年の雇用状況表を参考に、前年同月の保育士数(常勤換算後)と前年同月の保育士以外の人数(実人数)を入力してください

※前年同月の実績がない場合は、開所月の保育士数(常勤換算後)と開所月の保育士以外の人数(実人数)を入力してください

今月の保育士数(常勤換算)

前年同月の保育士数(常勤換算)

今月の保育士以外の人数(実人数)

前年同月の保育士以外の人数(実人数)※15保育者業務支援事業費助成
に記載の者を除く

(イ)前月の対象経費(注)の実支出額の合計を入力してください

10万円以上 10万円未満

(ウ)10万円以下の場合対象経費の実支出額を記入

(注)保育支援者を雇用するために必要な報酬、給料、職員手当等(処遇改善等加算による手当は除く)、賃金、報酬費、委託料、
使用料及び賃借料

第2号様式の4(家庭的保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

_____年度 月 分 雇 用 状 況 表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。

※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。

※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月の保育従事者数

家庭的保育者	<input type="text"/>	a	人	家庭的保育補助者数	<input type="text"/>	人	家庭的保育補助者の合計労働時間数(6号様式小計①)	<input type="text"/>	①	家庭的保育補助者の常勤換算後人数	<input type="text"/>	①÷160時間	b	b小数点以下切り捨て	人
--------	----------------------	---	---	-----------	----------------------	---	---------------------------	----------------------	---	------------------	----------------------	---------	---	------------	---

※保育従事者数には派遣を含む。

※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

※家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第2項において規定されている者をいう。

※家庭的保育補助者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項において規定されている者をいう。

対象保育従事者数	<input type="text"/>	a+b	人
----------	----------------------	-----	---

2 基準の保育従事者数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童数			基準保育従事者数	
			市内児童	市外児童	合計		
横浜市 保育従事者 基準 配置 による	0 歳 児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※児童数に関わらず、原則複数体制の配置とすること	
	1・2 歳 児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	小 計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		※
その他加算の 保育従事者	障害児保育加算適用確認 (公定価格) <input checked="" type="checkbox"/> チェック		※入所児童数が2人以下の場合は、障害児が何人であっても(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が1人の場合も(c)が2人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が3人で、障害児が2人以上の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が4人の場合は、障害児数が何人であっても(c)が3人であれば加算の適用になります。 ※入所児童数が5人で、障害児数が3人以下の場合は、(c)が3人であれば加算の適用になります。障害児数が4人以上の場合は、(c)が4人であれば加算の適用になります。			<input type="text"/>	c
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	障害児数	<input type="text"/>	人			
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)					<input type="text"/>	d
合 計 (c+d)						<input type="text"/>	e

※ a+b ≥ e

家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無 (家庭的保育者に保育士資格、看護師又は准看護師免許がある場合に適用)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
---	---

家庭的保育補助者加算適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----------------	---

家庭的保育補助者雇用時間数(実績)	<input type="text"/>	時間	f
-------------------	----------------------	----	---

家庭的保育補助者加算額(公定価格請求額(処遇改善等加算を除く))	<input type="text"/>	円	g
----------------------------------	----------------------	---	---

補助員雇用費請求額(f×1,200-g)	<input type="text"/>	円	h
----------------------	----------------------	---	---

【記入の注意】

注1)横浜市基準による保育従事者配置(cの算出にあたっての注意)

ア:在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。

イ:原則複数体制とするため、基準保育従事者数は、児童数に関わらず、2人とすること。 → 児童が4人以上の場合は必ず(a+b ≥ c)となること。

注2)その他加算による保育従事者配置(d~hの記入上の注意)

ア:開所時間が11時間を超過しており、対象保育従事者数から(c)を引いた数が1以上となる場合((a+b) - c ≥ 1)は、d欄に人数(1人)を計上すること。

イ:基準保育従事者数の合計(e)は必ず対象保育従事者数以下となること(a+b ≥ e)。

ウ:補助員雇用費(h)の請求にあたっては、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書を添付すること。

エ:家庭的保育補助者雇用時間数(実績)(f)には、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の「雇用時間合計※」を転記すること。

第2号様式の4(家庭的保育事業用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

3 保育従事者の雇用状況

① 家庭的保育者

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名
	保育士証等登録番号
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし	

② 家庭的保育補助者

※1か月の労働時間数は、家庭的保育補助者(補助員)雇用状況報告書の時間数と同じ時間数とすること。

※労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名 保育士証等登録番号	現事業所 雇用開始年月日	基礎研修等 受講修了日	1か月の 労働時間数 (休憩除く)	他施設・事業への勤務 の有無	
					有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			年 月 日		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
※基礎研修等受講修了日(実習含む)の翌日より労働時間数に算定することができます。		合計		人	合計労働時間数①	

4 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
- 兼務
- 嘱託

※嘱託を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者に栄養士がいる場合も含む) 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

第2号様式の4(家庭的保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
----------	--	-----------	---

5 食育推進助成

調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 自施設の職員が調理している 調理業務を全部委託している

6 保育士等雇用対策費(4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 利用定員分の職員配置の合計(j)は必ず対象保育従事者数以下となること(a + b ≥ j)。
 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
 その他加算の助成(②d欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア	基準保育従事者数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利用児童数 イ	差引人数 ウ (ア-イ)	公定価格基本分単価 (1,2歳児保育短時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
横浜市 の 基準 による	0 歳 児		※児童数に関わらず、原則複数 体制の配置とすること				
	1・2 歳 児						
	計			人 i			
その他 加算 の 従事者	延長保育実施加算 (開所時間が11時間超)		人 d				
合計 (i+d)			人 j				

※1 令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育補助者を継続して確保するための経費として支給する。

※2 第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給するものとする。

※3 支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

第2号様式の5(小規模保育事業A型・小規模型事業所内保育事業A型用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月分雇用状況表

- ※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
- ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
- ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
- ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
- ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育士数(有資格者のみ)

月160時間以上勤務保育士数	a	人	月160時間未満勤務保育士数		人	月160時間未満勤務保育士の合計労働時間数	①	時間	月160時間未満勤務保育士の常勤換算後人数	①÷160時間	b	人
----------------	---	---	----------------	--	---	-----------------------	---	----	-----------------------	---------	---	---

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務
↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

- ※保育士数には派遣保育士を含む。管理者が保育士であり保育士数に含めた場合、減額調整になる。
- ※保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。
- ※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

対象保育士数	a+b	人
--------	-----	---

2 基準の保育士数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童数				基準保育士数				
			市内児童		市外児童		合計	(小数点第2位以下切捨て)			
			標準	短時間	標準	短時間					
基準による保育士配置	0歳児	人			人		人	÷ 3 =		人	
	1・2歳児	人			人		人	÷ 6 =		人	
	<input type="checkbox"/> 障害児保育加算適用 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	障害児			人		人	÷ 2 =		人	
	小計(1)	人			人		人	※		人	
	小計(2)	・小計(1)の保育士数に1を加えた数									人 c
	保育標準時間認定対応非常勤保育士(0.5人)										人 d
小計(c~d)										人 e	
その他加算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)									人 f	
	延長保育実施加算(1人)(開所時間が11時間超)									人 g	
合計 (e~g)										人 h	

【記入の注意】

- 注1) 基準による保育士配置(c~eの算出にあたっての注意)
 - ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
 - イ: 基準保育士数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。
 - ウ: 障害児保育加算が適用になる場合は、年齢区分に関係なく、障害児保育加算適用欄に障害児児童数を入れてください。
 - エ: dについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ e)となること。
- 注2) その他加算による保育士配置(f~hの記入上の注意)
 - ア: 「基準による保育士数(e)」を超えて、その他加算による保育士配置をしている場合(a+b > e)は、配置の実態に合わせてf・g欄に人数(f欄は0.5人、g欄は1人)を計上すること。
 - イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
 - ウ: 基準保育士数の合計(h)は必ず対象保育士数以下となること(a+b ≥ h)。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 管理者

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名		1日の労働時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日数×4) (b)	1か月の労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号				
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> その他 ()					
年齢(申請日時点)	給付費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。

第2号様式の5(小規模保育事業A型・小規模型事業所内保育事業A型用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

② 月160時間未満勤務の保育士等(有資格)

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	現事業所 雇用開始年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合計				人	合計労働時間数 ①		

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育士等(有資格)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	現事業所 雇用開始年月日	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	現事業所 雇用開始年月日
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師		
※保健師・看護師・准看護師については1名のみ「4 請求月初日の職員の雇用状況①または②」に記載することが可能です。					
合計					人

4 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
- 兼務
- 嘱託

※嘱託を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者が栄養士がいる場合も含む) 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現事業所 雇用開始年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいい、嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

5 食育推進助成

調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 自施設の職員が調理している
- 調理業務を全部委託している

第2号様式の5(小規模保育事業A型・小規模型事業所内保育事業A型用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

6 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 看護師(非常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(非常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※1 常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)
 ※2 「3 請求月初日の職員の雇用状況②または③」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職雇用加算の対象職員として再掲可能です。

7 保育士等雇用対策費(4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 利用定員分の職員配置の合計(k)は必ず対象保育士数以下となること(a+b ≥ k)
- 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- その他加算の助成(②f・g欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア ※事業所内保育 事業の場合は (うち地域枠ア')	基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利 用児童数 イ ※事業所内保 育事業の場合 は地域枠の入 所児童数	差引人数 ウ (ア-イ) ※事業所内保 育事業の場合 は(ア'- イ)	公定価格基本分単価 (1、2歳児保育短時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
基準による 保育士 配置	0歳児	人 (人)	÷ 3 = 人	人	人		
	1・2歳児	人 (人)	÷ 6 = 人	人	人		
	小計(1)	人 (人)	※小数点以下 四捨五入	人	人		
	小計(2)	・小計(1)の保育士数に1を加えた数		人	i		
		保育標準時間認定対応非常勤保育士(0.5人)		人	d		
		小計(i+d)		人	j		
その 他 加 算 の 保 育 士	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)		人	f			
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)		人	g			
		合計 (j+f+g)		人	k		

※1 令和6年度までの間に限り、基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士を継続して確保するための経費として支給する。
 ※2 第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給するものとする。
 ※3 支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。
 ※4 事業所内保育事業については、地域枠の利用定員のみ適用するものとする。

第2号様式の6(小規模保育事業B型・小規模型事業所内保育事業B型用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月 分 雇 用 状 況 表

- ※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
- ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
- ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
- ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
- ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育従事者数

月160時間以上勤務保育従事者数	<input type="text"/>	a	人	月160時間未満勤務保育従事者数	<input type="text"/>	人	①	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	<input type="text"/>	b	b小数点第2位以下切り捨て
(うち保育士数)	<input type="text"/>	c	人	(うち保育士数)	<input type="text"/>	人	②	(うち保育士の常勤換算後人数)	<input type="text"/>	d	d小数点第2位以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

- ※保育士数には派遣保育士を含む。管理者が保育士であり保育士数に含めた場合、減額調整になる。
- ※保健師、看護師又は准看護師1人に限り、保育士とみなすことができる。
- ※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。
- ※保育従事者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第31条第1項において規定されている者をいう。

対象保育従事者数	<input type="text"/>	a+b	人
対象保育士数	<input type="text"/>	c+d	人

2 基準の保育従事者数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童数				基準保育従事者数		
			市内児童		市外児童		合計	(小数点第2位以下切捨て)	
			標準	短時間	標準	短時間			
横浜市 従事者 基準 配置 による	0歳児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	÷ 3 = <input type="text"/> 人	
	1・2歳児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	÷ 6 = <input type="text"/> 人	
	<input type="checkbox"/> 障害児保育加算適用 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	障害児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	÷ 2 = <input type="text"/> 人	
	小計(1)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	※ <input type="text"/> 人	
	小計(2)	・小計(1)の従事者数に1を加えた数						<input type="text"/>	人 e
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)						<input type="text"/>	人 f	
小計(e~f)						<input type="text"/>	人 g	※ a+b ≥ g	
その他加算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)						<input type="text"/>	人 h	
	延長保育実施加算(1人)(開所時間が11時間超)						<input type="text"/>	人 i	
合計 (g~i)						<input type="text"/>	人 j	※ a+b ≥ j	

横浜市の基準による保育従事者配置における必要保育士数(e×2/3※)+h+i	<input type="text"/>	人 k	※ c+d ≥ k
--	----------------------	-----	-----------

※小数点以下切り上げ

保育士比率向上加算適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育士比率向上加算適用の場合の必要保育士数(e×3/4)	※ <input type="text"/> 人 l

※小数点以下切り上げ

【記入の注意】

注1)横浜市基準による保育従事者配置(e~gの算出にあたっての注意)

- ア:在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
- イ:基準保育従事者数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。
- ウ:障害児保育加算が適用になる場合は、年齢区分に関係なく、障害児保育加算適用欄に障害児児童数を入れてください。
- エ:fについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ g)となること。

注2)その他加算による保育士配置(h~jの記入上の注意)

- ア:「横浜市基準による基準保育従事者数(g)」を超えて、その他加算による保育士配置をしている場合(a+b > g)は、配置の実態に合わせてh・i欄に人数(h欄は0.5人、i欄は1人)を計上すること。
- イ:各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割

※ c+d ≥ l

第2号様式の6(小規模保育事業B型・小規模型事業所内保育事業B型用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

の保育士が配置されている場合(「その他加算の保育士」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。

ウ:基準保育従事者数の合計(j)は必ず対象保育従事者数以下となること($a+b \geq j$)。

エ:必要保育士数(k)は必ず対象保育士数以下となること($c+d \geq k$)。

オ:保育士比率向上加算適用の場合の必要保育士数(l)は必ず対象保育士数以下となること($c+d \geq l$)。

第2号様式の6(小規模保育事業B型・小規模型事業所内保育事業B型用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 管理者

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名		1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
	保育士証等登録番号				
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> その他 ()					
年齢(申請日時点)	給付費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。

② 月160時間未満勤務の保育従事者

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名		現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除 く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
	保育士証等登録番号 <small>基礎研修等受講修了日(※資格なしの場合)</small>						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合 計			人	合計労働時間数 ①				
(うち保育士数)			人	(うち保育士労働時間数)②				

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育従事者

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名		現事業所 雇用開始 年月日	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名		現事業所 雇用開始 年月日
	保育士証等登録番号 <small>基礎研修等受講修了日(※資格なしの場合)</small>				保育士証等登録番号 <small>基礎研修等受講修了日(※資格なしの場合)</small>		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> なし ※	年 月 日		
合 計			人	(うち保育士数)			人

※保健師・看護師・准看護師については1名のみ「4 請求月初日の職員の雇用状況①または②」に記載することが可能です。

第2号様式の6(小規模保育事業B型・小規模型事業所内保育事業B型用)

施設・事業所番号	施設・事業所所在区	区
----------	-----------	---

4 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
- 兼務
- 嘱託

※嘱託を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

委託している(調理業務委託をし、受託事業者に栄養士がいる場合も含む) 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 ☑チェック	氏名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合を嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

5 食育推進助成

調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 自施設の職員が調理している
- 調理業務を全部委託している

6 看護職雇用加算

・請求月初日の看護職の雇用状況(再掲可)

資格 ☑チェック	氏名	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 看護師(非常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(常勤) <input type="checkbox"/> 保健師(助産師)(非常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(常勤) <input type="checkbox"/> 准看護師(非常勤)	(登録番号:)				

※1 常勤は1か月あたり所定労働時間120時間以上の勤務、非常勤は1か月あたり所定労働時間75時間以上の勤務を契約していること。(実人数)

※2 「3 請求月初日の職員の雇用状況②または③」に記載の看護師、保健師又は准看護師がいる場合は、看護職雇用加算の対象職員として再掲可能です。

7 保育士等雇用対策費(4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 利用定員分の職員配置の合計(p)は必ず対象保育従事者数以下となること(a+b ≥ p)。
- 利用定員分の必要保育士数(q)は必ず対象保育士数以下となること(c+d ≥ q)。
- 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- その他加算の助成(②h・i欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア	基準保育士数 (小数点第2位以下切捨て)		月初の利用 児童数 イ	差引人数 ウ (ア-イ)	公定価格基本分単価 エ (1,2歳児保育短時間)	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
		※事業所内保育 事業の場合は (うち地域枠ア')	人	人	人	人		
横浜 保育 市の 基 準 配 に よ る	0 歳 児	人 ()	人	÷ 3 =	人	人		
	1・2 歳 児	人 ()	人	÷ 6 =	人	人		
	小 計 (1)	人 ()	人	※小数点以下 四捨五入	人	人		
	小 計 (2)	・小計(1)の保育士数に1を加えた数			人 m			
	必要保育士数(m×2/3)	※小数点以下 切り上げ			人 n			
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)				人 f			
	小 計 (m+f)				人 o			

第2号様式の6(小規模保育事業B型・小規模型事業所内保育事業B型用)

		施設・事業所番号			施設・事業所所在区	区
その 他 保 育 士 加 算	安全な保育を実施するための職員雇用費(0.5人)		人	h		
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)		人	i		
	合計 (o+h+i)		人	p		
	横浜市の基準による保育従事者配置における 必要保育士数(n+h+i)		人	q		

※1 令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に保育士等を継続して確保するための経費として支給する。

※2 第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給するものとする。

※3 支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における1、2歳児の基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

※4 事業所内保育事業については、地域枠の利用定員のみ適用するものとする。

第2号様式の7(小規模保育事業C型用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月分雇用状況表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
 ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
 ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
 ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
 ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育従事者数

月160時間以上勤務保育従事者数	a	人	月160時間未満勤務保育従事者数		人	月160時間未満勤務保育従事者の合計労働時間数	①	時間	月160時間未満勤務保育従事者の常勤換算後人数	①÷160時間	b	人	b小数点第2位以下切り捨て
(うち家庭的保育者数)	c	人	(うち家庭的保育者数)		人	(うち家庭的保育者の合計労働時間数)	②	時間	(うち家庭的保育者の常勤換算後人数)	②÷160時間	d	人	d小数点以下切り捨て
(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)	e	人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)		人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の合計労働時間数)	③	時間	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の常勤換算後人数)	③÷160時間	f	人	f小数点以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務
 ↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数に明確に記載されている場合のみ対象

※保育士数には派遣保育士を含む。管理者が保育士であり保育士数に含めた場合、減額調整になる。
 ※上記の保育士資格又は看護師免許所有者数は家庭的保育者の内数とする。
 ※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。
 ※家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第2項において規定されている者をいう。
 ※家庭的保育補助者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第3項において規定されている者をいう。

対象保育従事者数	a+b	人
対象家庭的保育者数	c+d	人
対象保育士・看護師数	e+f	人

2 基準の保育従事者数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児数				基準保育従事者数			
			市内児童		市外児童		合計			
			標準	短時間	標準	短時間				
保育基準による配置	0歳児	人					【配置基準】3:1 (家庭的保育補助者を配置する場合5:2)			
	1・2歳児	人								
	小計(1)	人						人 g		
	<input type="checkbox"/> 障害児保育加算適用 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	うち障害児					人	×0.3=	人 h	
	小計(2)(g+h)							※	人 i	※小数点以下切り上げ
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)								人 j	
小計(i~j)								人 k	※ a+b ≥ k	
その他加算の保育従事者	補助員雇用費(0.5人)							人 l		
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)							人 m		
合計(k~m)								人 n	※ a+b ≥ n	
必要家庭的保育者数 (在籍児数5人までは最低1人、在籍児数6人~10人までは最低2人)								人 o	※ c+d ≥ o	
家庭的保育者1名分加配加算適用の有無 (家庭的保育者が3人以上(c+d ≥ 3)いる場合に適用)							<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		人 p	※ c+d ≥ 3
家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無							<input type="checkbox"/> 有(1人) <input type="checkbox"/> 有(2人以上) <input type="checkbox"/> 無		人 p	※ e+f ≥ p

【記入の注意】

注1) 基準による保育従事者配置(g~kの算出にあたっての注意)
 ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。
 イ: 基準保育従事者数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。
 ウ: 障害児保育加算が適用になる場合は、年齢区分に関係なく、障害児保育加算適用欄に障害児児童数を入れてください。
 エ: jについては標準時間認定を受けた子どもが利用する場合は必ず人数を記載すること。→必ず(a+b ≥ k)となること。
 注2) その他加算による保育従事者配置(l~nの記入上の注意)
 ア: 「基準保育従事者数(k)」を超えて、その他加算による保育従事者配置をしている場合(a+b > k)は、配置の実態に合わせてl・m欄に人数(l欄は0.5人、m欄は1人)を計上すること。
 イ: 各雇用費は、それぞれ要綱等の規定により事前に支給要件に合致することが確認され、各月において実際に各々に該当する役割の保育従事者が配置されている場合(「その他加算の保育従事者」欄に人数が入っている場合)に支給対象となる。
 ウ: 基準保育従事者数の合計(n)は必ず対象保育従事者数以下となること(a+b ≥ n)。
 エ: 必要家庭的保育者数(o)は必ず対象家庭的保育者数以下となること(c+d ≥ o)。
 オ: 必要保育士、看護師又は准看護師数(p)は必ず対象保育士・看護師数以下となること(e+f ≥ p)。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 管理者

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日数 (又は週の勤務日 数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> その他 ()				
年齢(申請日時点)	給付費からの給与支出	適用年月日	児童福祉事業従事期間及び従事内容	
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

※公的機関等の実施する所長研修等を受講し、修了した者も同等以上の能力を有すると認める。

② 月160時間未満勤務の保育従事者

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

職種 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号 <small>基礎・認定研修等受講修了日</small>	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
							有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし						<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合計				人	合計労働時間数 ①			
(うち家庭的保育者数)				人	(うち家庭的保育者労働時間数)②			
(うち保育士又は看護師数)				人	(うち保育士又は看護師労働時間数)③			

③ 月160時間以上勤務(常勤)の保育従事者

職種 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号 <small>基礎・認定研修等受講修了日</small>	現事業所 雇用開始 年月日	職種 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏名 保育士証等登録番号 <small>基礎・認定研修等受講修了日</small>	現事業所 雇用開始 年月日
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> 家庭的保育者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> なし		
合計			人 (うち家庭的保育者数)	合計			人 (うち保育士又は看護師数)

4 栄養管理加算

・請求月初日の栄養士の雇用状況※該当項目の□にチェックを入れてください(いずれか1つに該当)

- 配置
- 兼務
- 嘱託

※嘱託を選択した場合該当項目の□にチェックを入れてください。

- 委託している(調理業務委託をし、受託事業者に栄養士がいる場合も含む)
- 法人本部で雇用し、他施設を兼務している

資格 <input checked="" type="checkbox"/> チェック	氏 名	現施設 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務日 数(又は週の勤 務日数×4)(b)	1か月の 労働時間数 (a×b)
<input type="checkbox"/> 栄養士	(登録番号:)				

(注)配置:本加算に係る栄養士が雇用契約等により施設に配置されている場合(調理員との兼務を除く)をいい、(イ)兼務に該当する場合
兼務:基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。
嘱託:配置及び兼務の場合を除き、嘱託契約(調理員として雇用契約等している場合を含む)をしている場合記入

5 食育推進助成

調理業務の実施体制(自施設の調理設備で調理をしていること)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 自施設の職員が調理している
- 調理業務を全部委託している

6 保育士等雇用対策費(4~6月のみ(年度途中開所は初めの3か月のみ))

①支給要件確認(全てを満たすこと)※該当項目の□にチェックを入れてください

- 利用定員分の職員配置の合計(t)は必ず対象保育従事者数以下となること(a+b ≥ t)。
- 利用定員分の必要家庭的保育者数(r)は必ず対象家庭的保育者数以下となること(c+d ≥ r)。
- 月初に空き定員があること(年齢区分ごとではなく、全体の利用定員の中での空き定員とします)
- その他加算の助成(②l・m欄)が受けられる場合には人数を計上していること

②利用定員分の職員配置を計算

	年齢区分	利用定員 ア	基準保育従事者数 (小数点第2位以下切捨て)	月初の利 用児童数 イ	差引人数 ウ (ア-イ)	公定価格基本分単価 (1、2歳児保育短時間) エ	保育士等 雇用対策費計 ウ×エ×1/2
横浜市 の 基 準 に よ る 配 置	0 歳 児		【配置基準】3:1 (家庭的保育補助者を配置する 場合5:2)			/	
	1・2 歳 児						
	計		人 q				
	必要家庭的保育者数 (在籍児数5人までは最低1人、在籍児数6人~10人までは最低2人)		人 r				
	保育標準時間認定対応非常勤保育従事者(0.5人)			人 j			
	小計 (q+j)			人 s			
の 他 加 算	補助員雇用費(0.5人)			人 l			
	延長保育実施加算(1人) (開所時間が11時間超)			人 m			
	合計 (s+l+m)			人 t			

※1 令和6年度までの間に限り、横浜市の基準による利用定員人数の職員配置基準及びその他加算の配置基準を満たしており、利用児童数が利用定員を下回る場合に家庭的保育者等を継続して確保するための経費として支給する。

※2 第1四半期各月初日(年度途中開所施設においては、開所月を含む3か月の初日)に、利用児童数が利用定員数を下回った場合に支給するものとする。

※3 支給額は総利用定員数と総利用児童数の差に公定価格における基本分単価(保育短時間認定)を乗じた額の2分の1とする。

第2号様式の8(居宅訪問型保育事業用)

施設・事業所番号		施設・事業所所在区	区
事業所名		事務担当者	
		連絡先	

年度 月分雇用状況表

※当月1日時点の職員及び児童の状況を記載すること。
 ※勤務実態が雇用契約の状況と異なることが事前に分かっている場合は、シフト表等における勤務予定をもとに記載すること。
 ※記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります。
 ※当月1日時点で産休・育休及び病休となっている者については含めないこと。ただし、代替職員は含めてよい。
 ※雇用状況表に記載する職員は、原則、各加算項目対象欄において氏名の重複がないこと。

1 請求月初日の保育従事者数

月160時間以上勤務家庭的保育者数	<input type="text"/>	a	人	月160時間未満勤務家庭的保育者数	<input type="text"/>	人	月160時間未満勤務家庭的保育者の合計労働時間数	<input type="text"/>	①	時間	月160時間未満勤務家庭的保育者の常勤換算後人数	<input type="text"/>	①÷160時間	b	人	b小数点以下切り捨て
(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)	<input type="text"/>	c	人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者数)	<input type="text"/>	人	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の合計労働時間数)	<input type="text"/>	②	時間	(うち保育士資格、看護師又は准看護師免許所有者の常勤換算後人数)	<input type="text"/>	②÷160時間	d	人	d小数点以下切り捨て

↑雇用契約で週40時間の所定労働時間を基本とする勤務

↑雇用契約で1日の所定労働時間及び週の勤務回数が明確に記載されている場合のみ対象

※上記の保育士資格又は看護師免許所有者数は家庭的保育者の内数とする。

※保育士とは児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。

※家庭的保育者とは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第23条第1項において規定されている者をいう。

対象家庭的保育者数	<input type="text"/>	a+b	人
対象保育士・看護師数	<input type="text"/>	c+d	人

2 基準の保育従事者数

区分	年齢区分	利用定員	月1日付 在籍児童数			基準保育従事者数	
			市内児童	市外児童	合計	【配置基準】1:1	
保育基準による配置	0歳児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人 e
	1・2歳児	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	合計	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

※ a+b ≥ e

家庭的保育者の資格保有者加算適用の有無 (家庭的保育者に保育士資格、看護師又は准看護師免許がある場合に適用)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
必要保育士、看護師又は准看護師数	<input type="text"/>	人 f

※ c+d ≥ f

【記入の注意】

注1) 基準による保育従事者配置(eの算出にあたっての注意)

ア: 在籍児童数は市内・市外児童数に分けて人数を記載すること。

イ: 基準保育従事者数は、市内・市外児童数の合計により算出すること。 → 必ず (a+b ≥ e) となること。

注2) 必要保育士、看護師又は准看護師数(f)は必ず対象保育士・看護師数以下となること(c+d ≥ f)。

3 請求月初日の職員の雇用状況

① 月160時間未満勤務の家庭的保育者

※原則として雇用契約で労働時間を算定すること。1日の労働時間数は小数点第2位まで記入すること(例:15分は「0.25」、20分は「0.33」、30分は「0.5」で記載)。1日の労働時間数が固定されていない場合には、1か月の労働時間数のみ記載すること。

資格 ☑チェック	氏名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日	1日の労働 時間数(a) (休憩除く)	1か月の勤務 日数(又は週 の勤務日数 ×4) (b)	1か月の 労働時間数 (a×b)	他施設・事業への勤務 の有無	
						有無	他施設・事業名
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし					<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし					<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし					<input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
合計			人	合計労働時間数 ①	<input type="text"/>		
(うち保育士又は看護師数)			人	(うち保育士又は看護師労働時間数)②	<input type="text"/>		

② 月160時間以上勤務(常勤)の家庭的保育者

資格 ☑チェック	氏名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日	資格 ☑チェック	氏名 保育士証等登録番号 基礎・認定研修等受講修了日	現事業所 雇用開始 年月日
<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし			<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師・准看護師 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭 <input type="checkbox"/> なし		
合計			人	(うち保育士又は看護師数)	人

連携実施(変更)届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

印

地域型保育事業との連携実施(変更)について、次のとおり届け出ます。

1 連携施設受諾促進加算区分

A区分(単価1):85,000円 B区分(単価2):57,400円

※各月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

2 連携内容

(1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始 (変更)日

(2) 連携条件確認

- 条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している
- 条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している
- 条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している
 - (ア) 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
 - (イ) 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
 - (ウ) 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する

条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 →A区分(単価1):85,000円

条件ア、イともに該当する場合 →B区分(単価2):57,400円

<添付書類> 連携に関する覚書(変更届の場合は、変更後の覚書)

連携実施(変更)届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

印

地域型保育事業との連携実施(変更)について、次のとおり届け出ます。

1 連携施設受諾促進加算区分

A区分(単価1):229,500円 B区分(単価2):114,750円

※毎月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

2 連携内容

(1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始(変更)日

(2) 連携条件確認

- 条件ア 保育内容の支援を行っている(以下のうち3項目以上該当する)
 - 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
 - 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
 - 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
 - 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
 - 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
 - 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
 - 連携施設への給食の提供を実施している
- 条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援を実施している
- 条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している

条件ア、イ、ウに該当する場合 → A区分(単価1):229,500円
 条件ア、イに該当する場合 → B区分(単価2):114,750円

<添付書類> 連携に関する覚書(変更届の場合は、変更後の覚書)

連携実施（変更）届出書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設所在地

施設名

代表者職・氏名

印

地域型保育事業との連携実施（変更）について、次のとおり届け出ます。

1 連携施設受諾促進加算区分

A区分（単価1）：229,500円 B区分（単価2）：85,000円 C区分（単価3）：57,400円

※各月1日時点の連携内容に基づき、加算区分を申請します。

2 連携内容

(1) 連携する地域型保育事業を記載してください。

施設種別	施設名	住所	連携開始 (変更)日

(2) 連携条件確認

- 条件ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している
- 条件イ 保育内容の支援を行っている（以下のうち3項目以上該当する）
 - 必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている
 - 事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う
 - 施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する
 - 連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する
 - 連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う
 - 連携施設との合同研修・職員交流を実施する
 - 連携施設への給食の提供を実施している
- 条件ウ 3号認定の保育を実施している

条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 → A区分（単価1）：229,500円

条件ア、イともに該当する場合 → B区分（単価2）：85,000円

条件アのみに該当する場合 → C区分（単価3）：57,400円

<添付書類> 連携に関する覚書(変更届の場合は、変更後の覚書)

産休等代替職員雇用費実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

施設・事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

印

産休等期間中の産休等代替職員雇用費について、次のとおり実績を報告します。
併せて、当該産休等職員の産休等期間前の雇用及び勤務形態を証するもの、産休等期間を証するもの及び産休等期間中に賃金を支払ったことがわかるものを提出します。
なお、本報告書に記載した事項については、相違ありません。

1 出産することとなる者及び病気等のため2週間以上療養が必要な者に対して、労働基準法第11条に規定する賃金の全額の支給をする就業規則又は労働契約について

(1)産休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 あり なし

ありの場合記入【産前： 週(多胎妊娠 週)、産後： 週(多胎妊娠 週)】

(2)病休： 賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約 あり なし

2 産休等職員の状況について

(ふりがな) 氏名 (生年月日)	(年 月 日生) 歳	要綱別表の 資格種別	
出産予定日		傷病名	
出産日		病院名	
産休 期間	年 月 日 、 年 月 日	病休 期間	年 月 日 、 年 月 日
産休日数(※1)	計 日 ①	病休日数(※1)	計 日 ②
◎産休等の期間が年度をまたがる場合は、下段も記入。年度をまたがらない場合は空欄			
当該年度の産 休 期間	年 月 日 、 年 月 日	当該年度の病 休 期間	年 月 日 、 年 月 日
産休日数(※1)	計 日 ①'	病休日数(※1)	計 日 ②'
1日の雇用契約時間※2	時間 ③		

※1産休・病休日数は休暇取得者の雇用契約上の勤務日数から、休暇取得中の出勤日数(出勤したであろう日数)を算出し、記入してください。

※2所定労働時間(休憩時間を除く)を記入してください

3 職員雇用経費について

要綱別表の 資格種別	要綱別表による 単価(時給)④	1日あたりの時間⑤ (③を転記)	1日あたり単価 ④×⑤=⑥	勤務日数 (①もしくは ②を転記 ※)⑦	産休等代替職員雇用費計(円) ⑥×⑦

※産休等期間が年度をまたがる場合は①'もしくは②'を転記

注1 1日の雇用契約時間は、産休等職員の雇用契約上の所定労働時間を記載するものとする。

注2 以下の書類を添付すること。

- ・産休等職員の賃金の全額を支給する就業規則又は労働契約書の写し
- ・産休等職員の雇用契約書等の写し等(雇用形態、勤務形態、勤務日数、勤務時間等がわかるもの)
- ・産休等職員の妊娠証明書又は医師の診断書(出産予定日又は療養が必要な期間の記載のあるもの)
- ・出産日を証する書類(母子健康手帳でも可)
- ・産休等職員の休業期間中に賃金を全額支払ったことがわかるもの

注3 年度を越えて産休等を取得する場合は、再度「産休等代替職員雇用費実績報告書」を作成し、前年度の実績報告書の写しを添付して提出すること。

注4 病休期間は最大で90日までとする。

第三者評価受審加算(申請・報告)書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号 _____
 施設・事業所所在地 _____
 施設・事業所名 _____
 代表者職・氏名 _____ 印

第三者評価受審加算について、次のとおり(申請・報告)します。

1 受審の詳細について

受審評価機関 <small>注1</small>	
受審期間 <small>注2</small>	年 月 ~ 年 月
前回受審年度 <small>注3</small>	年度
前回助成対象年度 <small>注3</small> (第三者評価受審費助成)	年度

- 注1 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が認証する評価機関であることとします。
 注2 受審費用の助成は、当該年度内に支払したものに限りです。
 注3 本年度及びその前4年度間に受審し、第三者評価受審費助成(向上支援費)を受けた施設は対象外です。
 毎年受審するなど、向上支援費の助成対象年度でない場合は、「2 受審費用について」の第三者評価受審費助成請求額は0円となります。

2 受審費用について

受審費用 ①		円
第三者評価受審加算 ② (公定価格)		円
第三者評価受審費助成請求額 ③ (①-②)		円

- ※領収書のコピーを添付してください。
 ※第三者評価受審費助成額は上限60万円です。①欄には、受審費用と上限60万円のいずれか低い額を記載します。
 ※②欄は、公定価格における第三者評価受審加算の合計額を記載してください。
 【(150,000円 ÷ 3月初日の利用子ども数(10円未満の端数切捨て)) × 3月初日の利用子ども数】
 ※③第三者評価受審費助成請求額は①(受審費用と60万円のいずれか低い額)から②を引いた額です。
 ※②及び③については、5年に1回の助成となります。

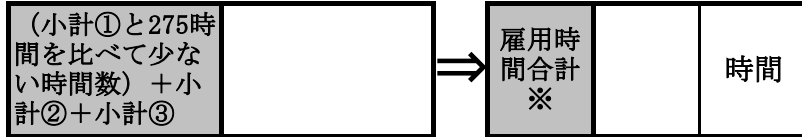
日曜日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
補助員 氏名及び 雇用時間	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

日曜日		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	補助員 確認印
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
補助員 氏名及び 雇用時間	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		

◎子育て支援員研修参加時間分（見学実習分を除く）（※子育て支援員研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

		月日	月日	月日	月日	月日	月日	小計②	補助員 確認印
氏名及 び雇用 時間	始	:	:	:	:	:	:		
	終	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:		

小計①



◎現任研修時代替保育実施時間分（※現任研修に参加したことが分かる書類を添付してください。）

		月日	月日	月日	月日	月日	月日	小計③	補助員 確認印
氏名及 び雇用 時間	始	:	:	:	:	:	:		
	終	:	:	:	:	:	:		
	資格(有・無)	始	:	:	:	:	:		
		終	:	:	:	:	:		

※雇用時間合計については、30分以下は30分に、31分以上は1時間に切り上げてください。

（注1）保育士資格を持つ補助員については、資格（有・無）の「有」を丸で囲んでください。

（注2）補助員の数に応じて、複数枚お使いください。

（注3）休憩時間は除いて記載してください。

交通費負担軽減助成実績報告書

年 月 日

横浜市長

施設・事業所番号

事業所所在地

施設・事業所名

代表者職・氏名

印

年 月分

の居宅訪問型保育事業にかかる交通費負担軽減助成について次のとおり実績報告します。

事業所名	
------	--

[実績内訳]

児 童 の 階 層 区 分	児 童 氏 名 ①	保 護 者 負 担 額 ②	交 通 費 実 費 ③	助 成 対 象 上 限 額 ④	請 求 金 額 (③と④を比較して少 ない額-②)
A 階層		4,000円	-2,500円	20,500円	円
			-2,500円		円
			-2,500円		円
			-2,500円		円
B、C、E 0 階層		4,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 1、D 2 E 1、E 2 階層		8,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 3～D 5 E 3～E 5 階層		12,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
D 6～D 8 階層		16,000円	円	20,500円	円
			円		円
			円		円
			円		円
計					円

※A階層は、補足給付で請求可能な2,500円を交通費実費額から引いてください。